

平成19年第5回(9月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成19年9月6日(木曜日)

議事日程 第1号

平成19年9月6日(木曜日) 午前9時開議

- | | | |
|-------|------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 議長諸報告 | |
| 日程第4 | 行政報告 | |
| 日程第5 | 請願・陳情文書表 | |
| 日程第6 | 発議第10号 | 議員派遣の件について |
| 日程第7 | 報告第8号 | 株式会社水の故郷の経営状況報告について |
| 日程第8 | 報告第9号 | 株式会社月夜野振興公社の経営状況報告について |
| 日程第9 | 報告第10号 | 株式会社猿ヶ京温泉夢未来の経営状況報告について |
| 日程第10 | 報告第11号 | 月夜野クラフトビール株式会社の経営状況報告について |
| 日程第11 | 承認第5号 | 平成19年度みなかみ町一般会計補正予算(第2号)の専決処分報告について |
| 日程第12 | 承認第6号 | 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書の専決処分報告について |
| 日程第13 | 議案第61号 | みなかみ町公平委員の選任について |
| 日程第14 | 議案第62号 | みなかみ町教育委員会委員の任命について |
| 日程第15 | 議案第63号 | みなかみ町大穴農村公園条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第64号 | みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 議案第65号 | みなかみ町産地形成促進施設条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第66号 | みなかみ町優良農地保全条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 | 議案第67号 | 平成19年度小型動力消防ポンプ購入契約の締結について |
| 日程第19 | 認定第1号 | 平成18年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第2号 | 平成18年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第3号 | 平成18年度みなかみ町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第4号 | 平成18年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第5号 | 平成18年度みなかみ町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第6号 | 平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第7号 | 平成18年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第8号 | 平成18年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計歳入歳出決算認定について |

	認定第9号	平成18年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第10号	平成18年度みなかみ町スキー場事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第11号	平成18年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第20	議案第68号	平成19年度みなかみ町一般会計補正予算(第3号)について
	議案第69号	平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第2号)について
	議案第70号	平成19年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
	議案第71号	平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
	議案第72号	平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
	議案第73号	平成19年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第1号)について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23人）

1番	前田善成君	2番	阿部賢一君
3番	林一彦君	4番	山田庄一君
5番	河合生博君	6番	林喜美雄君
7番	原澤良輝君	8番	穂苺清一君
9番	島崎栄一君	10番	高橋市郎君
11番	久保秀雄君	12番	小野章一君
13番	中村正君	14番	鈴木幸久君
15番	河合幸雄君	16番	鈴木勲君
17番	森下直君	18番	根津公安君
19番	速水一浩君	20番	本多秀律君
21番	倉澤長男君	22番	阿部源三君
23番	傳田創司君		

欠席議員 なし

会議録署名議員

11番 久保秀雄君 21番 倉澤長男君

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	林耕平	議事係長	林和也
書記	深代和恵		

説明のため出席した者

町長	鈴木和雄君	副町長	腰越孝夫君
収入役	大川浩一君	教育長	登坂義衛君
総務課長	鬼頭春二君	水上支所長	小野良一君
新治支所長	山賀晃男君	総合政策課長	林昭君
税務課長	林文博君	保健福祉課長	阿部一司君
環境課長	阿部正君	農政課長	阿部行雄君
観光商工課長	木村一夫君	地域整備課長	若桑一雄君
上下水道課長	鈴木初夫君	学校教育課長	石坂武君
生涯学習課長	宮下達男君		

開 会

午前9時開会

議長（傳田創司君） 皆さん、おはようございます。

今年の夏は、観測史上最高の記録的な暑さでありましたが9月に入り、いく分秋の気配など伺われる今日この頃ではありますが、台風9号が発生し、今後の進路とその動きが大変気になるところでございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

また、本日は代表監査委員の阿部仔一さんにもご同席いただいております。

お忙しい中、本当にありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

ただ今の出席議員は、23名で定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより平成19年第5回（9月）みなかみ町議会定例会を開会いたします。

冒頭申し上げます。本日、議場の中が温度の上昇が予想されますので、上着については各自ご自由をお願いいたします。

町長あいさつ

議長（傳田創司君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 本日は9月議会を招集いたしましたところ、早速ご参集を賜り誠に有難うございました。

7月は知事選挙等で熱き戦いが行われ、その余韻からか、8月は殊のほか熱く、残暑の厳しい毎日でした。

このような中で、月末には神秘的な皆既月食に接し、宇宙の構造に思いを馳せ、地球の温暖化に憂慮しました。

さて、今年の「みなかみ祭り」は、8月19日に大沢知事のご来駕を得て、盛大に開催することができました。知事には公務ご多忙中にもお越し下さり、その上、心温まるご祝辞をいただき、錦上花を添えて下さいました。

当夜の花火は一際美しく輝きましたが、知事の暖かいご配意に心から感謝と御礼を申し上げます。なお、みなかみ町には改めて行政視察にご来町されると約束されましたので申し添えます。

早いもので、新生みなかみ町が「財政再建」と「夢のある町づくり」を掲げてスタートしてから1年11ヶ月になりました。ここに2回目の決算議会を迎えましたが、町民皆様のご理解とお力添え、さらには職員の弛まぬ努力によって、歩幅は小さくても確実な行財政改革が続いております。誠に頼もしい限りであり、将来に夢と希望を持つことができます。スタート時は経常収支比率が102.8%の県内ワーストワンと啞然としましたが、これが91.6%と11.2ポイントも改善され、また基金も28億円まで復活できそうであります。

併せて懸案事項でありました「水上温泉街の再開発」、「新治統合小学校の建設」も進み、さらには「月夜野地区都市計画事業」も採択の見通しとなり、いよいよ各地区の事業に拍車がかかってきております。

反面、水道事業会計が破綻状態であり、経営改善が緊要であります。何故ならば5億円の累積赤字と、多額な未収金があるからであります。合わせて未収金を埋めるための一時借入金、1億5千万円があるからであります。

国は夕張市の反省から、「地方自治体財政健全化法」を制定して、地方財政の健全化を目指しておりますが、これに伴い、本町は一般会計が黒字でも、水道事業会計との連結決算で赤字になる危険性があります。赤字になりますと「財政健全化計画の策定」と「外部監査」を義務づけられ、国等の介入や規制により、町づくりの独自性を失うことが危惧されます。そうなりますと、それこそ大変であります。

そこで水道事業の健全経営を求めて、識者を中心に8名の皆さんで「上下水道経営改善検討委員会」の設置をお願いしました。委員長には「行財政調査会」の委員であります、公認会計士の小林徳司氏にご就任頂きました。

私が検討委員会にお願いしたことは、施設の実態と経営状況を把握され、その上に立って恒久的に水道事業を継続するためにはどのような改善と改革をすれば良いか、率直にご意見を頂きたいとお願いしたところでございます。

私は「上下水道経営改善検討委員会」の答申を受けて、積極的に経営改善に取り組み、みなかみ町のさらなる財政再建に取り組む決意であります。

本定例議会に提案いたします案件は、報告3件、承認2件、決算認定11件、議案は、委員の選任・任命、条例の一部改正、契約の締結並びに補正予算等の13件であります。

各議案の内容は、後刻説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

猛暑は治まりましたが、台風による豪雨被害が心配される季節を迎えました。

現在も台風9号が接近しております。天気予報等の情報確保に努め、町民の生命・財産を守るために全力を尽くしてまいります。

議員各位のご支援とお力添えをお願い申し上げます、開会にあたりましての挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

開 議

議 長（傳田創司君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布いたしました議事日程第1号のとおり議事日程第1号により議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（傳田創司君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

11番 久保秀雄君

21番 倉澤長男君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（傳田創司君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日9月6日より、9月14日までの9日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より9月14日までの9日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

議長（傳田創司君） 日程第3、議長諸報告を行います。

平成19年6月定例議会後の報告を行います。

6月26日、沼田県民局において、国道17号バイパス期成同盟総会が開催され、平成18年度決算承認、平成19年度事業計画予算について審議し、原案どおり決定されました。また、継続中のバイパス進行状況及び綾戸バイパスの計画図面などを示され、説明を受けました。

次に利根地方総合開発協会理事会が行われ、平成18年度決算認定、平成19年度事業計画及び予算など原案どおり決定され、今後も引き続き利根地方開発協議会として、テレビ中継局の放送負担料など地域全体の問題として負担することで確認をされております。

利根沼田の要望や陳情など集約しながら、県などの関係機関へお願いをしていくことの確認もされました。

6月29日、みなかみ町内ホテルにおいて、利根沼田防火協会の平成19年度総会が開催され、最近の当地の不審火などの経過について説明を受けました。

7月1日、土合壺園地において、谷川岳の犠牲者の冥福をお祈りするとともに、山開き安全祈願祭が関係者にて厳粛のうちに執り行われ出席いたしました。また、祈願祭終了後、山岳会員有志の方々は頂上を目指して登山されておりました。

同日、湯沢町との有志による親善ゴルフが開催され、まんてん星で開かれた表彰式と交流懇親会にも参加いたしました。

7月2日、新治支所において、東京都奥多摩町議会が、たくみの里について行政視察で来町され、研修並びに現地案内の対応をいたしました。

7月3日、利根沼田文化会館において、定例議員協議会が開催され、終了後、この度の統一地方選挙の結果、沼田市並びに片品村において議長の変更が生じたため、老神において歓送迎会が行われております。沼田市は星野佐善太氏から金井康夫氏へ、片品村が星野完治氏から萩原日郎氏へ引き継がれました。

7月4日、奥利根水質浄化センターにおいて、利根川上流域下水道連絡協議会が開催され、今後の諸問題について説明と協議がなされました。料金問題なども話題になったところであります。

7月7日、水上地区藤原武尊山観光(株)において、やすらぎの森自然公園のオープンに当局と関係議員出席し開園を祝って参りました。

7月8日、月夜野ターゲットバードゴルフ場において、関東甲信越ターゲットバードゴルフ選手権群馬県予選会が開催され、歓迎に出席いたしました。また、同日みなかみ町役場において、2007年国民平和大行進が関係者の基に実施され、激励の対応をさせていただきました。

7月11日、水上支所において、谷川岳一の倉沢交通対策協議会が開催され、シーズンの交通安全規制について協議がなされております。都合で副議長にお願いした次第です。

7月12日、前橋市市町村会館において、県町村議長会の決算監査を長野原の冨沢監査員とともにに行ってきました。

7月22日、谷川岳ロープウェイ天神平において、利根川水系源流讃歌発表会が開催され、関係者300人ほどが訪れ、天に届くような声にて合唱しながら、水に対する上下流の交流を深められておりました。

7月25日、沼田警察署において、群馬県防犯協会沼田支部定期総会が開催され、平成18年度事業報告及び決算報告、平成19年度事業計画及び予算審議がされ、原案どおり決定されました。

7月26日、高山村役場において、主要地方道渋川下新田線工事促進期成同盟総会が開催され、原案どおり可決されております。当町は監査役でありますので、その報告をいたしております。

同日、沼田市役所において、玉原道路期成同盟総会が開催され、今後の進め方について協議を重ね、その目的を観光道路にこだわらず、生活道路を併用した目的に変更し峠超え道路では自然環境破壊などのことも考慮され、トンネル道路として行きたいなどの意見がなされ、その方向で検討していくことで閉会しております。

また、委員長については任期交替により、今後2年間は、みなかみ町長が委員長となることになりました。

7月27日、東京都丸の内公園科学技術館において、第31回水の週間記念式典が行われ、東京の水瓶である「みなかみ町」より藤原区長2人、新治地区より代表2人、議会及び担当課より4人の計8人が参加いたしました。

7月29日、さいたま市浦和において、都市間交流連絡協議会が開催され、参加いたしました。市長を囲んでの昼食会に招かれ、参加者は福島県南会津町からは町長ほか3人、新潟県南魚沼市から副市長ほか3人、千葉県鴨川市から収入役ほか3人、南房総市からは副市長ほか2人、みなかみ町から副町長ほか4人で参加いたしました。

それぞれの市町村で特産品を持ち込み即売いたしました。当町よりは、新治農村公園公社の「飲むヨーグルト」や新鮮な野菜を販売しました。

7月30日、前橋市市町村会館において、群馬県町村議長会役員会議が開催され、過日の監査結果について監査報告を行いました。

同日、利根沼田文化会館において、第3回広域圏整備組合議会定例会が開催され、上程議案として、建物共済・農業共済等経理報告を受け、全ての事業について決算認定されました。

8月8日、北関東循環器病院に穂刈清一議員が目の手術のため入院され、議員会阿部源三会長、事務局長とともにお見舞いに伺ってきました。

8月10日、利根商業高校において、利根沼田学校組合定例会議が開催され、平成18年度利根沼田学校組合一般会計決算が認定されました。

8月11日、茨城県取手市河川敷公園において、「とりで利根川花火大会」が開催され、

当町より、当局、議会、商工会等関係者10人が参加いたしました。暑い日の夜でありましたが、天気にも恵まれ、見物人は10万人以上とか、1時間半で8千発の花火が打ち上げられ天に舞う花火を見ることができました。

8月20～22日、東北地方下北半島方面において、利根郡町村会・利根郡議長の行政視察が開催され、鈴木町長とともに参加いたしました。

20日、青森県東通村を視察、人口約8千人、土地資源には恵まれているが極めて厳しい行財政運営の中であって、約40年間協議検討を続けてきた結果、受入れを決め、平成17年に東通原子力発電所東北1号機が完成、さらに3号機の建設計画について、村と議会が一体となり建設に取り組み、三法交付金を活用し、産業・文化・飛躍する村づくりを展開している大型プロジェクトはすごいことをやっているの一言につける状況でありました。

広大な原野を整備し、全て住民生活に必要な施設を備えた集落村の建設でありました。

翌21日は、下北地域広域行政事務組合の広域行政の成果と課題について視察いたしました。

共通する事務の効率化的な共同処理を目的に昭和47年6月1日設立されております。

現在では、下北地域広域行政組合・むつ地区環境整備組合・むつ下北地域福祉事務組合の3事務組合に統合され、青森県初の複合事務組合としてスタートされております。

また、一般廃棄物処理施設も平成12年より共同処理事務に加わりました。

今後も、当圏域の重要課題である交通対策の整備、産業基盤の整備、生活基盤の整備をはじめ少子高齢化など、社会情勢の変化に対応した圏域の基本的な発展方向と総合的な振興政策の方針を明らかにし、広域の連携強化を図ることを確認しております。

平成17年3月14日、むつ市、川内町、大畑町、脇野沢村が合併したことにより、新「むつ市」の誕生となり、構成市町村は、下北圏域1市1町3村となり、し尿処理のみの加入の上北郡の2町1村が加わり、1市3町4村で現在に至っております。

私ども視察最大の目的である、各市町村施設管理運営費に対する合併後の負担割合の算出についての説明は、今後の利根沼田の広域圏に対して大変参考になったと思われま

す。夜は、下北地方最大の夏祭り「田名部まつり」の最終日に当たり、京都祇園祭の流れをくむとされる豪華な5台の山車（ヤマ）、これはみなかみ町で言うマンドのことでありますけれども、それを引くロープも200m程あるかと思われる勇壮な練り歩き、笛や太鼓の優雅なお囃子にしたりすることができました。

この祭りは370年の歴史を持つ祭りで、最後の打ち上げはメイン通り十字路交差点へ5台の山車が終結し、次の再会を誓って交差点の中央で四斗樽で鏡開きを行い、祭り役員から見物人まで、樽から柄杓でぐい飲みし、樽が空になるまで飲み干しをするという伝統行事を見学することができました。

最終日22日は、フェリーの故障による欠航のためコースを一部変更し、ベテランバスガイドの案内を受けながら、青森市内から十和田湖経由にて盛岡から新幹線を乗り継ぎ、帰宅となりました。大変、有意義な研修であったと思います。

8月27日、利根沼田文化会館において、町村議長会及び地方総合開発協会理事会が開催され出席いたしました。町村議長会では、当面する行事に対する打合せ協議、利根郡町村会ゴルフコンペの件、また、利根郡正副議長及び各正副常任委員長研修会についてなどです。

また、開発協会理事会では、各町村の県や関係機関などへの陳情請願内容やその提出方

法など協議されております。また、テレビの地上デジタル放送群馬テレビ中継局整備負担についても協議されました。

8月28日、東京都ルポール麹町において全国町村議会シンポジウムが開催され、群馬県より指名代表4人が参加いたしました。

研修会に先立ち、まず全国町村議会議長会会長原伸一氏より開会の挨拶があり、基調講演「地方財政健全化法と地方財政の今後」と題して、関西学院教授小西砂千夫先生より、講演を受けました。

内容については、地方分権改革推進委員会の動向、分権改革の推移、歳出歳入一体改革と今後の地方財政健全化法の動き、第二次平成の大合併、道州制の動き等々の現況についての講演を聞くことができました。

次に、パネルディスカッション「財政の健全化と町づくり」をテーマとして、コーディネータージャーナリスト松本克夫氏、パネリスト青木信之総務省自治財政局財政調査課長唐沢彦三前長野県小布施町長、木村陽子総務省地方財政審議会委員、森田祐司監査法人トーマツ代表社員、4氏により行われました。

コーディネーターの進行により、ディスカッションは約2時間、それぞれの立場からの発言をお聞きしましたが、「分権規制緩和」、「財政再建」、「公共事業」、「歳入歳出の一体改革」、「人件費」、「公債費」など、歳入歳出のバランスを考えると国民負担率を変えない限り、まだまだ行政改革をとり組んで歳出を抑えて行くしかないことを強く感じた次第であります。

以上、6月定例議会後の閉会中諸報告であります。また所管関係議員を含め、各地区及び字における神社夏祭りに関わること案内招待への出席参加、みなかみ祭り・藤原湖一周マラソン大会、ゲートボール大会など、町や地区のイベント、今年は選挙の年でもあり、県議選・知事選・参議院選挙、全国議会広報研修会、土地開発公社理事会、小口資金融資審査会、今後の町の総合計画地区説明会座談会と、議員各位におかれましても閉会中とはいえ大変多忙な日々であったと思われました。

以上申し上げ議長諸報告といたします。

議長(傳田創司君) これにて、議長諸報告を終了いたします。

日程第4 行政報告

議長(傳田創司君) 日程第4、行政報告を行います。

町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 行政報告を5件させていただきます。

少し長くなりますけれども、ご容赦願いたいと思います。

まず、最初に**経常収支比率11.2ポイント改善**の件であります。

新生みなかみ町が誕生してから、1年11ヶ月余りが経過しました。この間、地方交付税の削減と少子高齢化が進み、加えて「地方自治体財政健全化法」が制定され、地方財政が窮地に追い込まれております。そして本町は、町村合併と同時に将来に夢を掲げ、「財政再建」という茨の道を歩むことになりました。

このことから平成18年度は、人件費や物件費等の経常経費を削減するとともに、民事

再生や滞納整理等、歳入の確保を図ってきました。結果として、18年決算の剰余金は約6億8千万円となり、基金残高も24億円余りを確保することができました。

さらに剰余金のうち4億円を財政調整基金に繰り入れますと、本年度末には28億円余りになる予定であります。

また、県下最下位の102.8%であった経常収支比率が11.2ポイント改善され、91.6%となりました。

この比率は、人件費や公債費など義務的経費に、地方税など経常的に入ってくる一般財源がどの程度充てられているかを示す指標で、地方自治体の場合、70～80%を超えないことが望ましいとされています。まだまだ健全なレベルに至っておりませんが、職員や町民の皆さんのご理解とご協力を得て、改善に向かって頑張っていきたいと考えております。

次に、**組織・機構改革等の行財政改革**についてであります。

時代の流れは、確かに地方分権の時代であり、国の多額な長期債務から判断して、従来の中央依存型ではこれからの町づくりはできません。

「地域のことは地域で考え、個性を生かして自らの責任で町を運営する」、いわゆる自主・自立の精神が求められており、それに耐え得る財政基盤をより早く確立することが肝要であります。

合併特例法は、必要な期間を平成26年度まで与えておりますが、大事なことはこの期限を前倒して、より早く「身の丈にあった予算規模」にすることです。

現在、町の予算規模は一般会計で約129億円余りですが、行財政の健全化に向けた必要条件是100億円以下にすることであり、従って構造改革は避けて通れません。

そこで今年度は、改革元年と位置づけましたが、このことは確固たる意志と信念を持って行財政改革に取り組む決意と、必ず実現しなければならない責務があるからであります。

改革の内容や進め方等については、6月議会で行政報告しましたが、若干、変更が生じておりますので、再度報告をさせていただきます。

まず改革は、2つの柱で臨みたいと考えております。

その一つ目は、財政計画の策定と、これに基づく財政運営であります。

昨年11月に、平成32年度までの財政シミュレーションを策定しましたが、その後、19年3月に県から、みなかみ町の財政運営と題した「財政コンサルティング報告書」が提出されました。

その内容は、地方交付税等歳入の減少傾向が続き、平成27年度の歳入規模が約103億円になるもので、歳出の改革が進まなければ、今後は赤字が続き、最高で7億7千万円の赤字が発生するという厳しい内容のものであります。

このことから100億円以下の予算規模にする事が必要であり、再度、平成27年度当初で100億円以下となるような財政計画を策定しなければならないと考えております。

二つ目は、100億円の予算を可能とする行政改革であります。

改革の実行に当たっては、集中改革プランに沿って取り組むものですが、大きく括って3つの項目について、その方向性を示したいと考えております。

1として、職員の定員管理であります。

現在の職員総数は339人ですが、この総数を平成27年度当初までに240人以下にする定員管理計画を策定します。新規採用の抑制は勿論ですが、事務事業の民営化も視野に入れて、昨年度から実施している早期勸奨退職者を募ってまいります。

2として、組織・機構の改革であります。

今年4月に、14課2支所体制から2課削減し、簡素化を図っておりますが、支所を除いた係レベルでは合併当初のままであります。

そこで、第2期の改革として、グループ制の導入を図りたいと考えております。

これは、職員数が240人体制に向う中で、職員数の減少に柔軟に対応するためには、現在の課をさらに削減するとともに、幾つかの係を統合するものであります。

そして、3として、公共施設の統廃合であります。

現在、公共施設の統廃合について、職員による「行財政改革研究チーム」で調査研究を進めるように指示しております。各公共施設が果たすべき役割や目的を明確にするとともに利用状況や人件費を含めたランニングコストを精査し、統廃合等の方向性を具体化したと考えております。

具体的には、現有の施設ごとに、A=「今後も直営で継続する施設」、B=「指定管理者制度により運営する施設」、C=「5年後を目途に統廃合する施設」、D=「平成20年度までに統廃合する施設」の4つのランクに分類する作業を進めております。

今後は、廃止・統合に分類したC、Dの施設について、国の規制による関与や手続き等の課題を整理し、検討資料として公表したいと思っております。

そして最終的には、住民や議会の代表者で構成する「公共施設検討委員会」で検討していく予定であります。

なお、統廃合や用途目的の変更から、既存施設を有効に活用するためには、国の規制による関与や手続き等をいかにクリアするかの課題があります。

議会にもご協力を願ひ、国等へ積極的にアクションを起こして、これら施設が効率的に管理・運用ができるように努力してまいりたいと考えております。

これら具体的な改革内容は、10月中旬頃までに取りまとめて、議会に報告する予定であります。

なお、組織機構等については、必要な条例改正等を12月議会でご審議いただき、平成20年4月1日から施行したいと考えております。

次に、**平成18年度不納欠損処理**についてであります。

地方税法第18条及び地方自治法236条には、時効による権利の消滅規程があり、「不能欠損処理」とは、この法律に基づき調定された税金等が徴収できず、その権利を消滅させるものであります。

みなかみ町の平成18年度不納欠損額は、総額で1億3,011万3,081円であります。その内訳は、町税1億2,842万971円、保育料27万5,240円、水道料103万5,990円、下水道料等38万880円となっております。

町税の不納欠損額内訳は、即時に欠損したものは196件で4,808万9,757円、滞納処分の執行停止から3年経過後に処分したものは23件で101万3千円であり、消滅時で欠損したものは786件の7,931万8,214円であります。

なお、不能欠損対象者のうち25.4%、金額にして3,267万3,502円は、本町に住民登録のない人であり、転出等により住所不明で税の請求が出来ない人や、廃業等で町外へ転出し、交付要求等で配当が確定した納税者であります。

また、納税者の上位30名とこれに関連する企業や家族20名の合計50名で1億284万727円となり、対象者の約1割を占めており不能欠損総額の80%となっております。

このうち18名は完結しておりますが、他の32名はその後にも滞納が発生しており、滞納処分や分納誓約等により時効の中断を図っております。

これら不能欠損の原因は、町村合併以前のものが大半を占めており、合併による精算的な意味合いを持つ不能欠損となっております。

なお、不能欠損処理にあたっては、滞納者の実態を十分把握するために財産調査、生活実態調査、さらには所在確認調査等を詳細かつ慎重に行い実施しております。

そして、税・公共料金の負担の公平性が損なわれることのないよう、適正な処理に務めております。

税金や公共料金が時効になって不能欠損することとは、結果として払わない人が得をするということになりかねません。身を切る思いで納税する多くの人達にとっては、やりきれない行為であり、納税への意識の低下にもつながります。

税金や公共料金の滞納は、やむを得ない事情がない限り、決して許されるべき行為ではないと考えます。

今までは「町の基幹産業であるホテル・旅館等を潰すことはできない」との考えから、これまでの対応が甘かったことは否めません。

しかし、健全な町の財政運営は、基幹収入源である税の課税と徴収を適正かつ効率的に実現し、徴収率の向上に努める責務に努めなければなりません。

また、既存企業や宿泊施設等も旧態依然の経営感覚ではなく、時代に即した改善と対応策が求められ、設備投資や納税、さらには資金的に経営改善の図れない状態ではオーナーの交替等も視野に入れて民事再生や任意売買等を検討し、「先送りの悲劇」にならない対策が肝要であります。

北海道観光土産品協会は、毎年、入湯税をもとに入湯客数を調査し、全国市町村別入浴客数ベスト150を発表しております。

平成18年度では、渋川市6位、草津町9位、みなかみ町は18位となっております。

渋川市は、昨年の17位から6位に躍進しておりますが、この要因は伊香保温泉の複数の旅館が経営者の交替と施設のニューラルが促進され、さらには日帰り客の受け入れ等、新たな戦略効果が出てきたと伺っております。

現在、町では滞納整理室を設置し、滞納繰越額の圧縮に努めております。

滞納者に対し文書催告、電話催告、訪問徴収等を重ねてきましたが、どうしても応じて頂けない滞納者には、時効到来前に財産の差押え等の処分により、時効の中断を図る努力をしております。

また、昨年の6月から中部県民局、沼田県税事務所と合同での滞納整理を10回実施し、延べ293人が1,961戸を訪問徴収しております。一括納付出来ない方には分割納付誓約書を提出して頂き、それを確実に履行するようお願いしております。

一方、納税に誠意の見られない滞納者には、負担の公平を保つため、預貯金、不動産等の差し押さえ等の滞納処分を実施しております。さらには県の広域徴収グループとも協力し、より一層効果が上がる滞納対策に取り組んでいるところであります。

滞納整理室設置以来、不動産の差押えは50件、銀行預金の差押えは4件、また所得税還付金の差押えは27件、分納誓約書は365件であり、裁判所等への交付要求は25件であります。不動産等を差押えただけでは税等に充当できませんので、差押え財産を公売にかけていく予定であります。

19年度は、県広域徴収グループと連携を取り、利根郡下の市町村と合同での公売も考

えております。今後、町としては不動産、自動車等の公売を積極的に行い、税・公共料金等に充当していくこととなりますので、9月補正で公売予定地の不動産鑑定料、自動車のタイヤロック購入料を計上したところであります。

また、今年6月1日に住民負担の公平化と自主財源の確保を目的として、「町税等徴収対策検討委員会」を設置しました。

今後は委員長の収入役を中心に、担当職員相互の連携を密にして、より効率的な収納環境を整え、滞納繰越額の圧縮に務めてまいります。

戦後最長の景気拡大が続いていると聞きますが、本町ではその実感はなく、町税等を取り巻く環境は依然厳しいものがあります。

そこで最大の対策は、新規滞納者を作らないことであり、そのためには法令遵守の基で、全力を挙げて収入未済額の解消に努めているところであります。

今後は時効による不能欠損処理を最小限に食い止めるために、納税しやすい環境作りと町税法の許容範囲の中で手段を講じてまいりたいと考えております。

議員各位のご支援とご協力をお願い申し上げます。

次に、「**集落水辺環境施設恋越公園**」の**会計実地検査**についてであります。

今年5月に、群馬県内の「農業農村整備事業」を対象に、会計検査院第4局農林2課の会計実地検査が行われました。

本町では恋越地区の「集落水辺環境施設恋越公園」が検査対象となり、その結果は管理運営方法に不当があると指摘を受けました。

恋越地区は、平成6年度に「農村総合整備事業」が採択をされ、圃場整備・農道整備・集落道整備・水辺環境施設等の農業生産基盤と集落環境基盤を行い、地域の総合整備を進めてきました。

本町における検査は5月30日に実施され、その内容は平成9年度・10年度で行った「集落水辺環境施設恋越公園」、通称恋越フィッシングパークの計画・工事・管理等の経緯について説明を求められました。

この施設は、恋越区の関係者の要望から、団体営事業で建設され、地域住民の一致団結した協力で施設を守り、多くの人々に自然公園の素晴らしさを提供し、併せて釣りの醍醐味を広めてきました。

そして、土地改良で整備した圃場は観光農園となり、多くのお客さんを迎えるまでになりました。この地域は高齢化が進む典型的な中山間地域であります。有害鳥獣の被害と闘いながら生きる術を探し、葡萄やサクランボ等を植栽して、観光農業の進展を目指してきました。

そして、地域の歴史と伝統を守りながら、存続に汗を流し、僅かな光明でも追いつけて活性化の芽を育てて来ました。

このような実態から、町長として願うことは、過疎化と高齢化に悩む50軒足らずの集落が、掲げた松明を絶対に消してはならないし、むしろ行政の力でもっと大きな光明にすべきと念願しております。

旧新治村は平成2年3月に、農業を核に農村リゾートを目指した「農村公園構想」を策定し、今日までその実現に取り組んでおります。

この構想の特徴は、村内を「農村交流公園ゾーン」「たくみの里ゾーン」「フルーツ公園ゾーン」の3つのゾーンに分けたところにあります。何れのゾーンも農業振興を中心に開発整備を行い、交流事業の最前線基地に位置付けてきました。

恋越地区は「農村交流公園ゾーン」に属し、この地域は遊神館（温泉センター）を核に、観光農業の推進と河川を含めた親水施設を造り、都市住民との交流の場、或いは憩いの場として整備を進めてきました。

各地から子供会の活動や地域間交流イベント、家族連れで来訪する人々の休憩、釣りを楽しむ水辺として多様な利用が行われてきました。

またこの地区は、同時期に圃場整備事業にも取り込まれ、営農形態も畑地農業から観光農業に転換され、当該親水施設の相乗効果と相まって地域の活性化が図られました。

事業実施にあたっては、隣接する溪流から親水広場内に取水する予定でしたが、漁協との協議が整わず、溪流形式から池方式に変更しました。

また施設の管理費は、当該親水施設が地域の強い要望で完成した事業であり、加えて村の財政事情等もあり、建設当初から施設管理および運営が、地元住民の奉仕的活動に委ねられてきました。

事業主体である村が、土地の賃貸借料等を含めた管理費の負担を一切しなかったことが、「恋越水産組合」が利用料金の徴収を行う結果につながったものです。

しかし、利用料金はあくまでも施設の管理費として、成魚の補充や利用者の安全管理及び利便を図る経費に充当されており、営利を目的としたものではありません。

また組合員が熱心に日々管理を行っていることは、自らの手で地域を何とかしようとする協働精神の表われであり、高く評価をしてきたところでもあります。

次に利用者の立入を制限する看板の設置は、管理組合が来訪者の危険防止の措置として設置したものであり、字句を斟酌すれば、一般来訪者が入園できないと誤解を与えかねません。

現在、当施設は会計実地検査後、速やかに利用料金の徴収を停止し、誤解を与える看板等も当初の目的に沿った形で表示しております。

しかし利用料金の徴収停止は、この施設に成魚の放流を不可能にするため、誰かが利用料金を負担しなければ釣りを楽しむことができません。魚のいない親水公園はその機能を低下させるばかりでなく、安全管理を含めた必要最小限の利用料金いわゆる受益者負担は絶対に必要であると考えております。

今回の指摘を受けて、恋越水産組合及び地区関係者と話し合いを持ちましたが、関係者は異口同音に「この施設は地域の連帯で管理し、多くの来場者に喜ばれてきたが、問題があると指摘されて残念だ。今までやってきたことが悪かったのか。」との発言があり、地域住民の意欲低下が懸念されます。

しかしながら、本施設が良好な形態で運営され、目的に添って活用されれば地域の活性化に役立つ施設であり、今後共、地元関係者と協議を重ねてまいります。

今回の会計実地検査の指摘は、

- ① 公園内における<1の池>及び<2の池>で施設の管理費に充当していたとはいえ、利用料金を徴収し料金を払った者のみが釣りを楽しめる施設と判断される。
- ② <2の池>において、釣り以外の利用者の立入りを制限する看板が設置されており事故防止が目的であったとしても一般の利用者を制限すると判断される。

と、以上の2点について、利用状況が適切でないと判断されました。

このため、釣りに関連した利用を行っていたと見なされる公園内の<1の池>、<2の池>及び2つの池を結ぶ石積水路、魚を一時的にストックしておく養魚施設、管理棟の一部について、補助金の交付目的に反した利用がされ、不当であると指摘を受けたものでありま

す。

町は釣りのできる親水公園の建設には問題なく、また利用料金は営利目的でなく、魚代等を含めた施設の維持管理費であると判断しております。また立入制限をしたとされる看板は、事故防止のためであり、管理者である「恋越水産組合」の関係者から利用制限したとは聞いておりません。

なぜ今、10年近くも順調に運営され、地域の活性化に役立ってきた施設が不当扱いされ、地域のやる気と夢を奪うのでしょうか。理解に苦しむところであります。

しかし、国・会計検査員は本件を重く受け止めており、不当な利用を行ったとする期間の補助金返還を求めていますので、その対応について関係機関と協議をしているところであります。

なお、指定管理者である「恋越水産組合」から辞退の申し出があり、今後は町が直営で管理することが予測されますので、9月補正で土地の賃貸借料等の管理費を計上させて頂きました。

今後のことについては、国・会計検査院等から情報が入り次第、議会におつなぎいたしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

最後に、**大峰高原開発株式会社の民事再生について**であります。

この件につきましては、3月の全員協議会において、大峰高原開発株式会社が民事再生の申立について申し上げましたが、その後の経過と民事再生計画案の内容についてご報告いたします。

本民事再生は、3月9日、東京地裁に申立が行われ、3月16日民事再生の開始決定がされました。その後債権者説明会、債権届が行われ、7月30日に債権者集会が行われました。

債権者集会は、書面決議で行われ、96.18%の賛成が得られ、再生計画案の承認から、東京地裁では同日付で再生計画案が認可されました。

その後、官報掲載等の手続きを経まして、東京地裁は8月23日付けで再生計画案の認可決定の確定が出されております。

この手続きにあたり、町の債権は優先債権の税金のみであり、一般債権者が招集される債権者集会の通知もなく、確定後に状況を知りました。

税は9月5日、滞納分と延滞金を含めて、4,600万円余が町に振り込まれました。

次に再生計画案の内容ですが、大峰高原開発(株)の資本金9億1千万円を100%減資し、新たに資本金1千万円を増資し、この資金の内から配当原資を調達し、民事再生を行いました。

増資に関わる株主は、不動産投資会社(株)ダヴィンチ・アドバイザーズの子会社「合同会社ケアンズ」であります。

なお、出資された大峰高原開発(株)は名義変更により、現在は月夜野カントリー株式会社となっております。

債権総額は78億588万2,464円で、ここから別除権が設定されている債権を除いた18億4,841万4,800円に対して、462万1,037円を配当原資として弁済しますので、配当率は0.25%であります。

最大の債権者はケアンズであり、その他建設会社等が大口債権者であり、町内の業者等は債権者ではありませんので安心した次第であります。

しかしながら、町民の多くが会員権を有しており、この会員権も再生債権となり、配当

率に応じ99.75%について価値が減少することになります。会員権のうち0.25%は残存しますので、プレーできる権利は従来どおり継続されることになります。

この再生計画が認可されたことにより、従来どおりのゴルフ場運営が継続され、そのことで雇用が確保され、観光振興にもプラスになり、ほっとしております。

しかし反面、町の出資金7千万円や町民有志による出資金がゼロになってしまう結果となり、大変に申し訳なく、心からお詫び申し上げる次第であります。

現在は、再スタートするゴルフ場の経営が順調に推移し、地域振興に貢献されることを願っているところであります。

以上5件、行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 以上で行政報告を終わります。

日程第5 請願・陳情文書表

議 長（傳田創司君） 日程第5、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において、本日までに受理しました請願・陳情は、お手元に配布いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。

事務局に請願・陳情文書表の朗読をいただきます。事務局。

（事務局朗読）

平成19年第5回（9月）みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請 願 件 名	請 願 人 及 び 紹 介 議 員	受 理 年 月 日
	請 願 趣 旨		付 託 委 員 会
請 願 第 10 号	「憲法九条を守る」決議に関する請願	みなかみ町下牧143 憲法改悪反対利根沼田共同 センター 代表 小林 一 義	平成19年8月23日
			総務文教常任委員会
【請願趣旨】 日本国憲法が施行され、今年は60年目の年に当たります。 焼け跡の中から「二度と戦争の過ちを繰り返さない」と誓った日本国民は戦争につながる危険性のある一切の手段を放棄した平和憲法を制定し、国家間の争いはすべて話し合いによって解決しようと決意しました。 その結果、日本は過去60年間、一度も戦争による死者を出さず、また戦争により他国民を殺害することはありませんでした。そして、このことによって日本は世界の多くの国から賞賛され尊敬されてきました。「日本国憲法第九条」は、戦争のない平和な21世紀を築くための人類の財産であり世界の宝です。			

請
願
第
10
号

ところが、最近になって「平和憲法は時代に合わなくなった。日米軍事同盟による集団的自衛権を行使できるよう憲法第九条を変えるべきだ。」という政治的流れが強まっています。

このような流れを憂慮した大江健三郎さんから9人によって憲法第九条を守る呼びかけが発せられました(2004/6)。この呼びかけは大きな反響を呼び、それに応える運動と組織が全国津々浦々で6千を超えています。群馬県でも97に及ぶ地域、職場で「九条の会」が生まれ、それぞれ独自の方法で九条を守る運動を展開しています。

私たち「憲法改悪反対利根沼田共同センター」は、改憲勢力が憲法第九条を変え「アメリカと肩を並べて戦争できる国づくり」を阻止するため「憲法改悪を許さない」という一点での団体・個人に共同を呼びかけ、連帯を強めてきました。

現在、利根沼田地域でも、「九条を守る」賛同署名運動が強力に取り組まれています。貴議会でもこうした切実な住民の願いを確かなものとするため、「憲法第九条を守る」決議をして頂きたく強く要請いたします。

【請願事項】

1. 「憲法第九条を守る」決議をしていただきたい。

※ 平成19年第5回(9月)みなかみ町議会定例会においては陳情文書はありませんでした。

議 長(傳田創司君) 以上朗読のとおり、所管の委員会に付託しますので報告いたします。

日程第6 発議第10号 議員派遣の件について

議 長(傳田創司君) 日程第6、発議第10号、議員派遣の件についてを議題といたします。
事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。
(事務局朗読)

議 長(傳田創司君) 本件につきましては別紙のとおり、議員派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。
よって、本件は別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

日程第7 報告第8号 株式会社水の故郷の経営状況報告について

日程第8 報告第9号 株式会社月夜野振興公社の経営状況報告について

日程第9 報告第10号 株式会社猿ヶ京温泉夢未来の経営状況報告について

日程第10 報告第11号 月夜野クラフトビール株式会社の経営状況報告について

議 長(傳田創司君) 日程第7、報告第8号、株式会社水の故郷の経営状況報告についてから、

日程第10、報告第11号、月夜野クラフトビール株式会社の経営状況報告についてまでを一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいただきます。事務局。

(事務局朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して報告の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 報告第8号から11号まで一括して、ご説明申し上げます。

まず、**株式会社水の故郷の経営状況**についてご報告申し上げます。

会社から報告を受けた事業報告並びに会計報告により、その内容について概略を申し上げます。

今期の総体的な純売上高は、2億415万7,116円でありました。その売上原価は8,467万1,603円で、売上総利益が1億1,948万5,513円でございます。

販売費及び一般管理費が1億4,884万3,407円かかっておりますので、営業損失が2,935万7,894円発生し、補助金等の営業外収益2,943万6,259円と営業外費用85万6,500円を差し引きますと、経常損失77万8,135円という結果になりました。

また、当期純利益におきましては、特別利益として前期損益修正益879万5,442円を計上し、484万7円という結果になりました。

次に、**株式会社月夜野振興公社の経営状況**についてご報告申し上げます。

平成18年度の真沢の森を含む全体の実績は、売上総利益1,899万6,843円、販売費及び一般管理費2,591万5,593円、売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引いた営業損失は691万8,750円であります。

補助金等の営業外収益は472万3,919円ありますので、経常損失は219万4,831円、当期末処理損失が888万7,141円となりました。

つづきまして、**株式会社猿ヶ京温泉夢未来の経営状況**についてご報告申し上げます。

営業収益は売上高、受託金収入等並びに昨年9月からの指定管理料収入等が1億4,984万2,996円で、前年対比2,288万6,847円の増で、営業費用は仕入高並びに町施設使用料等が、3,468万1,123円で前年対比661万3,968円の減でありました。

売上総利益は1億1,516万1,873円で、前年対比2,950万815円の増益となりました。

また、販売費及び一般管理費は1億1,886万7,575円の前年対比3,012万8,523円増で、売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引いた営業損失は370万5,702円となり、営業外収益102万6,950円と法人税、住民税及び事業税を差し引いた当期純損失は285万9,700円で前年対比288万9,074円の減でありました。

最後に、**月夜野クラフトビール株式会社の経営状況**についてご報告申し上げます。

今期の売上高は、1億5,786万8,285円で、前年対比1,684万7,091円の増でした。

売上原価は、6,682万2,631円、前年対比906万1,752円の増であり、売上総利益が9,104万5,654円、前年対比778万5,339円の増でありまし

た。

売上総利益から販売費及び一般管理費8,623万8,765円を差し引いた営業利益は480万6,889円で、営業外収益253万2,972円と営業外費用634万7,699円を差し引いた経常利益は99万2,162円で、前年対比49万8,038円の増でありました。

なお、行政支援として、平成9年に町が損失補償した1億8千万円については、遅滞なく借入金の返済が実行されておりまして、平成19年3月末時点で7,302万624円の残高となっております。

以上で第3セクター4件についての報告を終わります。

議 長（傳田創司君） 以上で報告第8号、株式会社水の故郷の経営状況報告についてから、報告第11号、月夜野クラフトビール株式会社の経営状況報告についてを終わります。

日程第11 承認第5号 平成19年度みなかみ町一般会計補正予算（第2号）の 専決処分報告について

議 長（傳田創司君） 日程第11、承認第5号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたします。事務局。

（事務局朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます
町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 承認第5号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告についてご説明申し上げます。

まず総務費であります。平成17年度より国土交通省が藤原ダム周辺環境整備事業の一環として、サッカー場の整備に取り組んでいます。

今年度の事業については、国及び地元等の関係者で協議した結果、進入道路の整備工事を実施することになりました。この工事については、施設整備工事を国土交通省が直轄で行い、整備に係る用地については町で用意することになっています。積雪地域のため、8月には着工し11月末までに完成しなければなりません。このため用地取得についても早急に予算措置する必要があり、100万円の補正が生じました。

次に、教育費であります。藤原小学校の学習環境を改善するために教室等の改修工事が必要となっております。

工期は授業に支障を来さない夏期休業中とすることが望ましく、当初予算の総務費において施設修繕費を一括計上しておりましたので、工事に必要な予算96万円を教育費に組み替えて実施するものであります。歳出補正額は、総務費と教育費を合わせて100万円ですが、歳入につきましては、繰越金で手当させていただきました。

以上、専決処分の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上ご承認下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

承認第5号について質疑はありますか。

7番原澤良輝君。

7 番 (原澤良輝君) サッカー場の件について、若干質疑をさせていただきます。

サッカー場建設現場を見させてもらったのですけれども、たまたま藤原区長さんもおられたのですが、端から見ると真ん中が高くサッカー場としてはちょっと使いづらいなという感想がありました。

確か全員協議会の時もそういう話があったものですから、見させてもらったのですけれども、関連の施設なので道路が出来ても使いづらいということでは困るので、その対策についてどうするかお聞きしたいと思います。

議長 (傳田創司君) 総合政策課長林昭君。

(総合政策課長 林 昭君登壇)

総合政策課長 (林 昭君) このサッカー場は、国土交通省が工事をしているということで町と内容の協議がなされていないというのが現実です。

ただ、現状がそういうことですので、何とかして欲しいということになれば、あの場所は地元と商工会等といろいろ協議をされて、要望を受けて実施しているところでもありますので、一度そういうところと話をしなければならぬのかなと、町の方でも要望を出さないとならないのかなというのがあるのですが、この工事は今年だけでなく昨年からは始まっており、昨年度が半分ぐらい、今年度がまた半分ぐらいと、それも雪量が多かったりしますので、草が生えてしまったりと、いろいろありまして、なかなか全体がよく見えないというのが現実です。

ただ、これからは藤原ダム管理所とその辺のところも含めて話し合いをしていきたいと思っております。

また反対側にあります西公園も、地域の民宿組合等が管理をする形でかなり地域の方と一体となってやっております。最初できたときにはフェンスがなかったのですが、地域の要望などでフェンスも国土交通省に作ってもらったという経緯もあるようです。

あのグラウンドが今後よく使えるようにして行くには、一変にすぐに作り直せというのは難しいかもしれませんが、時間をかけて、いろいろ協議をしながら国土交通省に改良していただければ有り難いと現在は思っているところであります。

議長 (傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (傳田創司君) ありませんので、これにて承認第5号の質疑を終結いたします。

これより承認第5号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (傳田創司君) ありませんので、これにて承認第5号の討論を終結いたします。

承認第5号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算(第2号)の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算(第2号)の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

**日程第12 承認第6号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書の
専決処分報告について**

- 議 長（傳田創司君） 日程第12、承認第6号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書の専決処分報告についてを議題といたします。
事務局に議案の朗読をいたせます。事務局。
（事務局朗読）
- 議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます
町長鈴木和雄君。
（町長 鈴木和雄君登壇）
- 町 長（鈴木和雄君） 承認第6号について、ご説明申し上げます。
群馬県後期高齢者医療広域連合が、新たに群馬県市町村総合事務組合の組織団体となり、非常勤職員に係る公務災害補償事務の共同処理を平成19年7月1日から行うこととなりました。同日までに、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、県知事の許可を受けなければならないため、規約変更に関する協議について専決処分をいたしました。
よろしくご審議の上、ご承認下さいますようお願い申し上げます。
- 議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。
承認第6号について質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて承認第6号の質疑を終結いたします。
これより承認第6号について討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて承認第6号の討論を終結いたします。
承認第6号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書の専決処分報告についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、承認第6号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書の専決処分報告については原案のとおり承認されました。
-

日程第13 議案第61号 みなかみ町公平委員の選任について

- 議 長（傳田創司君） 日程第13、議案第61号、みなかみ町公平委員の選任についてを議題といたします。
事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。
（事務局朗読）
- 議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 議案第61号について、ご説明申し上げます。

現在公平委員である猿ヶ京温泉1027番地1の生津三郎氏の任期が平成19年11月24日に満了となります。

生津氏は、現在公平委員長も務められており、地方公務員法第9条の2に謳われている人格識見に優れ、公平委員として適任でありますので、引き続き生津氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。なお、任期は4年であります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第61号について、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第61号の質疑を終結いたします。

これより議案第61号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第61号の討論を終結いたします。

議案第61号、みなかみ町公平委員の選任についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号、みなかみ町公平委員の選任については原案のとおり同意されました。

日程第14 議案第62号 みなかみ町教育委員会委員の任命について

議長(傳田創司君) 日程第14、議案第62号、みなかみ町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 議案第62号、みなかみ町教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。現在、教育委員の荒木友充氏が、11月25日をもって任期満了となり、今期をもって退任されることになりました。

現在町の教育委員長として、また利根郡町村教育委員連絡協議会長として、町や利根地域の教育行政発展のために、多大なご尽力をなされているわけでございますけれども、今日までのご尽力に心から感謝申し上げます次第であります。

つきましては、後任の教育委員として、石坂作次氏を任命いたしたく、議会の同意を求

めるものであります。

石坂作次氏は、みなかみ町鹿野沢102番地1に居住しております。

昭和32年3月、沼田高等学校を卒業後、旧月夜野町職員として、さらには旧水上町職員として活躍をされました。

水上町役場を平成10年3月31日に退職されまして、その後、平成11年6月より、旧水上町収入役に選任されまして、町行政の発展のために手腕を発揮されました。

6年3ヶ月にわたりご活躍をいただいたわけであります。

その後、平成18年には鹿野沢区長として選任されまして、町の区長会理事も務められました。大変に豊富な経験を持ち、人格、識見とも申し分なく、教育委員として適任であります。現在は、「水の故郷」の監査委員や「やまぶきの里・志純会」の監事としても活躍をされております。

なお、任期につきましては、平成19年11月26日から平成23年11月25日までの4年間であります。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、本委員の任命について、議会の同意を得たく提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご同意下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第62号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第62号の質疑を終結いたします。

これより議案第62号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第62号の討論を終結いたします。

議案第62号、みなかみ町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号、みなかみ町教育委員会委員の任命については原案のとおり同意されました。

日程第15 議案第63号 みなかみ町大穴農村公園条例の制定について

議 長（傳田創司君） 日程第15、議案第63号、みなかみ町大穴農村公園条例の制定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 議案第63号について、ご説明申し上げます。

旧水上町におきまして、平成6年度農村総合整備事業で、大穴地区にブランコや鉄棒などの簡易な遊具を備え、ゲートボールにも利用できる農村公園が設置されました。

制度上、この公園の設置管理条例が必要なため制定するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第63号について質疑はありませんか。

8番穂苺清一君。

(8番 穂苺清一君登壇)

8 番(穂苺清一君) 一つお聞きします。

この公園については、現在、冬期間は大穴スキー場の駐車場として現実に大穴区の管理から委託をされてやっているわけなのですけれども、駐車場としてですね。

シーズンオフ、それから終了後のそれぞれの整備もスキー場の方でやらしていただいている関係があるのですけれども、入口にはそれぞれ町営駐車場があって冬期間は勿論、長年にわたって大穴スキー場が管理していて今現在は大穴区に指定管理されている経緯がありますけれども、スキー場に至近距離であるという点で、この公園の敷地内が便が良いものですから、現在まで使われているのですが、その辺はどのように考えていらっしゃるかどうか、あるいは協議されたことがあるのかどうか、若干お聞きしたいと思います。以上です。

議 長(傳田創司君) 農政課長阿部行雄君。

(農政課長 阿部行雄君登壇)

農政課長(阿部行雄君) 聞き取れない部分等もございましたけれども、一応この場所は町直営ということで管理をしております。

部分委託につきましては大穴区にお願いしております。今回この条例等が必要になったということで、地域コミュニティという事業で東屋を建設するということになり、事業に対して、こういう条例等が必要だという見解で、本来あるべきものだったのですが、何らかの事情で制定されていなかったということで今回上程させて頂いたという経過でございます。

冬期間についての利用ですが、駐車ルートとして使われているということなのですが、はっきり言いまして私はその辺の詳細事情等については存じておりません。

議 長(傳田創司君) 8番穂苺清一君。

(8番 穂苺清一君登壇)

8 番(穂苺清一君) そうすると、町の方については何ら詳しいことは分からないということですが、現在の状況を先ほど説明したので、あずまやが作られることについても承知はしております。そういう点で条例が必要になるというのは分かるのですが、そのことによって、従来の駐車場として使用されていることについての規制がされるのではないかという面も懸念されますので、条例作ることについては何ら依存はないのですが、質問させて頂いたわけではありますが、その点はいかがでしょうか。それ以上、答えられないのであればいいのですけれども。

議 長(傳田創司君) 農政課長阿部行雄君。

(農政課長 阿部行雄君登壇)

- 農政課長（阿部行雄君） 今のところは従来と何ら変わる予定はございません。
- 議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。
 （「なし」の声あり）
- 議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第63号の質疑を終結いたします。

委員会付託

- 議長（傳田創司君） お諮りいたします。
 議案第63号、みなかみ町大穴農村公園条例の制定については「委員会議案付託表」のとおり、所管の委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。
 （「異議なし」の声あり）
- 議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
 よって、議案第63号、みなかみ町大穴農村公園条例の制定については「委員会議案付託表」のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第16 議案第64号 みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

- 議長（傳田創司君） 日程第16、議案第64号、みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
 事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。
 （事務局朗読）
- 議長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。
 町長鈴木和雄君。
 （町長 鈴木和雄君登壇）
- 町長（鈴木和雄君） 議案第64号について、ご説明申し上げます。
 現在のみなかみ町手数料徴収条例には、コピー代金について白黒コピー代金のみが規定され、カラーコピー代金および用紙のサイズについて規定がありませんので、それらを盛り込み、コピー代金にかかる条例の一部を改正するものであります。
 よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。
- 議長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。
 議案第64号について質疑はありませんか。
 （「なし」の声あり）
- 議長（傳田創司君） ありませんので、これにて質疑を終結いたします。
 これより議案第64号について討論に入ります。
 まず、反対討論の発言を許します。
 （「なし」の声あり）
- 議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
 （「なし」の声あり）
- 議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第64号の討論を終結いたします。
 議案第64号、みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。
 本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号、みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

**日程第17 議案第65号 みなかみ町産地形成促進施設条例の一部を改正する
条例について**
**議案第66号 みなかみ町優良農地保全条例の一部を改正する条例
について**

議 長(傳田創司君) 日程第17、議案第65号、みなかみ町産地形成促進施設条例の一部を改正する条例について、議案第66号、みなかみ町優良農地保全条例の一部を改正する条例については関連する議題でありますので、以上2件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議 長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 議案第65号、議案第66号について一括してご説明を申し上げます。

まず、議案第65号についてであります。

みなかみ町産地形成促進施設とは「月夜野は一べすと」の名称で矢瀬親水公園地内に設置した農産物等の直売所であります。みなかみ町内にある豊楽館や水紀行館等との使用料金の整合性を図るため、一部条例改正が必要となりました。よろしくご審議の上ご議決下さいますようお願い申し上げます。

次に議案第66号についてであります。

平成19年4月1日にみなかみ町月夜野農業委員会、みなかみ町水上農業委員会、みなかみ町新治農業委員会を廃止し、新たにみなかみ町農業委員会を設置しましたので、一部条例改正が必要となりました。よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

質疑は簡明に願います。

まず、議案第65号について質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7 番(原澤良輝君) 65号のは一べすとの関係について質問いたします。

同じような農産物直売所をやっている「豊楽館」や「太助の郷」の条例を見たのですが、こういう料金条例のようなものはないのですが、なぜ「は一べすと」だけあるのか、教えてもらえればと思います。

議 長(傳田創司君) 農政課長阿部行雄君。

(農政課長 阿部行雄君登壇)

農政課長(阿部行雄君) それぞれの施設が、それぞれの事業関係で行っており、この月夜野地区については、当初より条例化していたということでもあります。

そのような関係で今回指定管理者や消費税等の関係もあり、従来は町直営で特に消費税

はなかったのですが、指定管理者制度に則った関係で消費税も支払うということになり、5%アップして10～15%ということでもあります。

他の施設等については今言われたように、この条例が載っていないというご指摘ですが、それは各関係事業の遂行上載っていないことと理解しております。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第65号の質疑を終結いたします。

次に、議案第66号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第66号の質疑を終結いたします。

これより議案第65号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第65号の討論を終結いたします。

議案第65号、みなかみ町産地形成促進施設条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号、みなかみ町産地形成促進施設条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第66号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第66号の討論を終結いたします。

議案第66号、みなかみ町優良農地保全条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号、みなかみ町優良農地保全条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第67号 平成19年度小型動力消防ポンプ購入契約の締結について

議 長（傳田創司君） 日程第18、議案第67号、平成19年度小型動力消防ポンプ購入契約の締結についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議 長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 議案第67号についてご説明申し上げます。
藤原、大穴、川上、湯原、猿ヶ京温泉、東峰の町内6地区の小型消防ポンプについて、いずれも導入から10年以上を経過し、性能の鈍化並びに修理・保安部品類の稀少化が進んでいることから、機器の更新が急務となっております。
今回は、「電源立地対策交付金」を受けて、6基のポンプを購入するものであります。
本提案につきましては、去る9月3日、指名競争入札に付し、入札の結果、契約金額9,689,400円で高崎市矢中町821番地、温井自動車株式会社代表取締役温井捷雄(ぬくいかつお)を契約の相手方として、購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。
よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。
議案第67号について質疑はありませんか。
7番原澤良輝君。

7 番(原澤良輝君) 正式な議案を今日もらったもので、質問させてもらいたいのですが、指名競争入札は何社あったか教えていただければと思います。

議 長(傳田創司君) 総務課長鬼頭春二君。
(総務課長 鬼頭春二君登壇)

総務課長(鬼頭春二君) 3社でございます。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はございませんか。
(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第67号の質疑を終結いたします。
これより議案第67号について討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。
(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第67号の討論を終結いたします。
議案第67号、平成19年度小型動力消防ポンプ購入契約の締結についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第67号、平成19年度小型動力消防ポンプ購入契約の締結については原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) この際休憩いたします。10時45分より再開いたします。
(10時37分 休憩)

(10時50分 再開)

議 長(傳田創司君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

- 日程第19 認定第1号 平成18年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について
 認定第2号 平成18年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第3号 平成18年度みなかみ町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第4号 平成18年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第5号 平成18年度みなかみ町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第6号 平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第7号 平成18年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定について
 認定第8号 平成18年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第9号 平成18年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第10号 平成18年度みなかみ町スキー場事業特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第11号 平成18年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長(傳田創司君) 日程第19、認定第1号、平成18年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第11号、平成18年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでは、関連する議題でありますので、以上11件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議 長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。
 町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 認定第1号、平成18年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定から認定11号、みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定まで一括して説明させていただきます。

最初に、一般会計歳入歳出決算について、その概要をご説明申し上げます。

歳入総額	150億9,087万3,958円
歳出総額	143億7,835万9,616円
歳入歳出差引額	7億1,251万4,342円
翌年度繰越額	2,640万5,700円
実質収支額	6億8,610万8,642円

の黒字となりました。

なお、実質収支額のうち4億円を今年度中に財政調整基金に繰り入れる予定であります。

平成18年度の基金残高は、目的基金を含めまして基金総額は24億1,908万8千円となり、そのうち財政調整基金は18年度中の取り崩しを行わず、前年度の剰余金のうち3億円を積み立てた結果、10億7,940万3千円を確保できました。

また、減債基金については、民事再生による町税の増加分3億3,300万円を積み立て、4億5,964万円の現在高となっております。

歳入につきましては、町税の総額が44億1,752万8千円で、歳入の29.3%を占めております。その主なものは、町民税7億9,237万8千円、固定資産税31億4,507万円でありました。地方譲与税は4億476万円、各種交付金は合計で4億5,706万3千円でありました。内訳は地方消費税交付金2億3,891万3千円等でありました。

地方交付税は、普通交付税41億7,128万1千円、特別交付税4億5,010万4千円で、この特別交付税のうちに合併に伴う特殊事情分2億490万円が含まれております。

分担金及び負担金は、総額3億4,190万円で、畜産基地建設事業分担金、保育園保育料負担金、固化燃料施設経費負担金等でありました。

使用料手数料は、総額3億820万円で、その内訳は町営住宅使用料1億265万3千円、清掃手数料8,702万4千円、その他は温泉施設使用料、幼稚園保育料、戸籍手数料、体育施設使用料などでありました。

国庫支出金の総額は、5億3,855万6千円で、知的障害者施設訓練等支援費国庫負担金6,254万1千円、保育所運営費国庫負担金3,166万4千円、まちづくり交付金1億4,600万円、公立学校施設整備費補助金1,781万4千円、安心安全な学校づくり交付金3,169万1千円などでありました。

県支出金の総額は、6億1,399万6千円で、知的障害者施設訓練等支援費県負担金3,127万1千円、国民健康保険基盤安定県負担金8,028万2千円、電源立地地域対策交付金4,261万8千円、福祉医療費県補助金6,368万円、元気な地域づくり交付金1億382万円などでありました。

財産収入は、総額1,663万7千円で、猿ヶ京温泉交流公園建物貸付料、農村交流公園建物貸付料等でありました。

繰入金は、総額1億2,331万3千円で、教育環境整備などの目的基金から3,645万8千円、老人保健特別会計から8,324万2千円でありました。

諸収入は、総額1億9,573万6千円で、昨年豪雪被害に関わる公有建物共済金3,452万9千円、平標山の家建設事業に係る日本宝くじ協会助成金4,935万円などでありました。

町債の総額は28億2,170万円で、内訳は合併特例債が6億7,290万円、臨時地方道整備事業債等投資的経費に充当した町債が2億2,180万円、地方交付税で公布

されるべきところの臨時財政対策債等が5億2,790万円、公債費の平準化を図るために実施した借換債が13億9,910万円でありました。

歳出については、目的別にご説明申し上げます。

1款議会費は、1億1,260万1千円となり、議員報酬及び手当と職員の人件費等でありました。

2款総務費は、総額で20億6,992万7千円となり、内訳は、総務管理費17億7,476万1千円、徴税費2億530万3千円、戸籍住民基本台帳費5,124万4千円、選挙費3,660万1千円等でありました。

総務管理費の主なものは、一般管理費6億2,877万6千円、財政管理費4億1,502万1千円、財産管理費1億2,609万1千円、企画費5億2,234万4千円、支所費3,576万円でありました。

なお、企画費については、合併後の新しいまちづくりを進めるために、合併特例債を活用した合併振興基金3億円を積み立てています。今後も、5年間で15億円を目途に基金を醸成してまいりたいと考えております。

3款民生費は、総額で17億4,676万円の決算となりました。この内、社会福祉費は12億2,108万3千円で、主な内訳は、老人福祉費3億7,074万3千円、福祉医療費1億7,648万1千円、障害者福祉費2億2,047万2千円、介護保険費2億7,973万7千円でありました。

老人福祉費については、老人保護措置費6,974万3千円、老人保健特別会計繰出金2億2,775万5千円等でありました。

また、児童福祉費は5億2,562万9千円であり、児童手当や4つの保育園及び児童館等に係る運営費でありました。

4款衛生費は、総額11億8,964万9千円の決算となり、内訳は、保健衛生費4億6,665万2千円、清掃費6億5,647万7千円、水道費6,651万9千円でありました。

保健衛生については、各種予防接種や検診に係る費用と国民健康保険特別会計繰出金、保健センター運営費などでありました。

清掃費は、塵芥収集に係る費用と奥利根アメニティパークの運営費等でありました。

また、水道費は水道事業特別会計繰出金2,619万6千円、簡易水道事業特別会計繰出金4,032万3千円でありました。

6款農林水産事業費は、総額9億5,313万7千円の決算であり、その内訳は、農業費9億2,949万3千円と林業費2,364万4千円でありました。

農業費では、農業委員会費及びフルーツ公園や中山間地域直接支払い事業等の農業振興費が主なものでありました。

農地費は、利根沼田区域農用地整備事業負担金1億1,058万円をはじめ各種土地改良関係事業費でありました。

その主なものは、下師の農道整備工事等の小規模土地改良事業費3,048万5千円、猿ヶ京石積水路整備等の田園空間整備事業費2,599万6千円、穴切農道整備等基盤整備促進事業費5,015万6千円、中山間地域総合整備事業費3,279万2千円、入須川の元気な地域づくり交付金事業費1億5,873万1千円でありました。

また、土地改良償還助成費は41地区に元利償還金助成として、7,518万2千円を支出しました。

7款商工費は、総額4億3,479万4千円の決算となり、その内訳は、商工費5,951万4千円、観光費3億7,528万円でありました。

商工費では、商工会に対する補助金及び公的制度融資の利子補給が主なものでありました。

観光費では、観光振興費において、水上観光協会に2,850万円を観光宣伝補助金として支出したほか、各種イベント等を実施して誘客を図りました。

なお、この中で嘉島典俊氏による合併一周年記念公演も実施しました。また、観光施設費は町内の観光関連施設の維持管理費等が主なものでありました。

8款土木費では、総額14億8,044万円の決算となり、内訳は土木管理費1,830万1千円、道路橋梁費4億5,487万5千円、河川費1,171万9千円、都市計画費9億396万4千円、住宅費9,157万9千円でありました。

道路橋梁費の主なものは、町道上野原線舗装維持修繕工事1,095万1千円、石合稗田地区道路改良工事1,799万7千円、永井地区無散水融雪工事2,569万3千円、町道原山橋耐震補強設計委託料4,327万8千円、道路除雪委託料1,277万6千円などでありました。

河川費では、県の砂防工事負担金1,074万4千円が主なものでありました。

都市計画費は、まちづくり交付金事業2億1,036万6千円が主なものであり、湯原山入線無散水消雪工事等を実施しました。公共下水道費は公共下水道事業特別会計への繰出金5億1,823万円でありました。

住宅費は、町営住宅管理費7,709万7千円が主なものでありました。

9款消防費は、総額で4億6,922万5千円の決算で、消防総務費3億7,891万2千円、非常備消防費7,598万8千円でありました。

消防総務費の主なものは、利根沼田広域消防負担金3億7,870万1千円でありました。

10款教育費は、総額20億5,683万9千円の決算となり、その内訳は、教育総務費1億7,754万8千円、小学校費3億6,342万6千円、中学校費1億431万5千円、高等学校費5億6,021万3千円、幼稚園費1億8,711万2千円、社会教育費2億4,088万8千円、保健体育費1億3,089万8千円、給食センター費2億9,243万5千円でありました。

まず教育総務費ですが、外国青年招致事業費やスクールバス運営経費が主なものでありました。小学校費及び中学校費では、平成20年度までの継続費14億8,043万1千円で実施している新治統合小学校建設について、18年度分の2億1,731万9千円を支出しました。

一部、逡次繰越もありましたが、工事は順調に進んでおり、平成20年度からは統合小学校としてスタートできる見込みであります。また、その他では各小中学校の耐震診断調査を実施しました。今後は、安心して安全な学校施設の整備を目指して、計画的に施設整備に取り組みたいと考えております。

高等学校費は、利根沼田学校組合に対する普通交付税措置分5億5,733万8千円を支出したものであります。

社会教育費では、埋蔵文化財費で名胡桃城址保存整備費の用地購入費5,229万2千円が主なものでありました。

保健体育費で月夜野総合体育館の駐車場用地購入費として4,141万5千円を支出し

ました。

11款災害復旧費は、総額で3,750万6千円の決算となり、寺間線道路災害復旧工事費等の公共土木施設災害復旧費が3,255万円でありました。

12款公債費は、総額で37億4,779万6千円となりました。長期償還元金33億5,101万9千円のうち13億9,910万円は公債費の平準化を図る観点から、過去に借り入れた地方債の一部において、償還期間を延長して借換えたものであります。

また利子分は3億9,664万3千円、一時借入金利子は13万3千円でありました。

13款諸支出金は、総額で6,163万6千円となりましたが、そのうち群馬サイクルスポーツセンター借入金損失補償費として支出した額は5,003万5千円でありました。

以上が一般会計についてでありました。

次に、**国民健康保険特別会計決算**について、ご説明申し上げます。

歳入総額25億8,623万4,448円、歳出総額24億5,985万5,791円となり、歳入歳出差引額は、1億2,637万8,657円となりました。

また、国民健康保険基金については、保険給付費に充てるため、年度中に2,726万3,891円を取り崩して繰り入れ、年度末現在高は8,873万695円となりました。

歳入につきましては、1款国民健康保険税が歳入総額の31.8%を占め、続いて2款国庫支出金の29.5%、3款療養給付費交付金の12.4%、7款繰入金の8.1%、その他に共同事業交付金、県支出金などとなっております。

歳出につきましては、大部分が2款保険給付費であり、歳出総額の65.6%を占め、つづいて3款老人保健拠出金の16.3%、その他に共同事業拠出金、介護納付金などとなっております。

合併前の旧三町村分を含めた平成17年度歳出額と比較しますと、総額では6.7%の伸びで1億5,355万円の増加となりました。主なものは、保険給付費3,086万円の増加、老人保健拠出金3,597万円の減少、また新たに、保険財政共同安定化事業が施行されたことによる共同事業拠出金1億5,322万円の増加などでありました。

次に、**老人保健特別会計決算**について、申し上げます。

歳入総額27億7,839万555円、歳出総額27億7,827万1,430円となり、歳入歳出差引額は11万9,125円となりました。

歳入につきましては、1款支払基金交付金が歳入総額の52.5%を占め、つづいて、2款国庫支出金の29.4%、3款県支出金の7.4%、4款繰入金の8.2%などとなっております。

また歳出につきましては、大部分が2款医療諸費であり、歳出総額の96.3%を占め、その他は総務費と諸支出金であります。

合併前の旧三町村分を含めた平成17年度歳出額と比較いたしますと、総額では1%減の2,762万円の減額となりました。

平成14年度の法改正で、老人医療の対象年齢が70歳から75歳に引き上げられたことにより、18年度までの5年間で、段階的に対象者が減少し、医療諸費5,127万6千円減少しましたが、事業費の清算による支払基金等への償還金1,012万5千円、一般会計への繰出金1,348万5千円が増加したものであります。

次に、**介護保険特別会計決算**について、ご説明申し上げます。

介護保険制度は、保険者ごとに介護保険計画を策定し、3年ごとに制度利用者の希望に即したサービスの提供が図られるよう計画の見直しを行っております。

平成18年度は、第3次介護保険計画の初年度にあたり、新たな事業として「地域支援事業」が創設され、介護サービスの充実を図ることはもとより、介護予防にも重点を配した保険計画の中での予算執行となりました。

歳入総額16億3,642万8,485円、歳出総額15億5,687万8,589円で、歳入歳出差引額は7,954万9,896円となり、引き続き健全な運営が維持されております。

介護サービスの給付につきましては、高齢化が急速に推移し、その比率においても近年には30%代に達することが見込まれ、サービス利用者、介護給付費の増加は必至であります。地域支援事業等の拡充を図り、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心・安全で元気に暮らせる生活環境づくりに、より一層の努力をしていきたいと考えております。

次に、**簡易水道事業特別会計決算**について、ご説明申し上げます。

歳入総額2億964万1,508円、歳出総額2億338万9,848円となり、歳入歳出差引額は625万1,660円となりました。

歳入では、年間有収水量が昨年度と比較して、5万3,427m³減少し、115万8,785m³となり、使用料が減少し一般会計からの繰入金が増加しました。

歳出では、簡易水道費で、職員1名の増により人件費が増加し、施設費では配水管布設工事等の工事費が減少しました。公債費では、償還金利子は減少しましたが、5年間の据置期間が満了し、新たな償還が始まったことにより、償還金元金が増加しました。

次に、**下水道事業特別会計決算**について、ご説明申し上げます。

歳入決算額が10億7,285万9,266円、歳出決算額が10億5,088万5,757円となり、歳入歳出差引額は2,197万3,509円となりました。

歳入の主なものは、下水道使用料2億1,536万2,637円、国庫支出金2,862万5千円、県支出金433万6千円、繰入金5億1,823万円、前年度からの繰越金2,569万9,319円、下水道事業債2億7,500万円でありました。

歳出ですが、総務費8,886万4,454円は職員人件費が主なものであります。

公共下水道費1億1,717万7,072円は、月夜野地区及び水上地区の第5処理分区管渠布設工事ほか9件の建設費並びに維持管理費であります。

特定環境保全公共下水道費4,276万6,910円は、新治地区の管渠更生工事ほか1件の建設費及び維持管理費であります。

流域下水道事業費2億305万9千円は、建設負担金及び維持管理負担金であります。

農業集落排水処理施設費157万7,734円は、水上地区藤原にある処理施設の維持管理費であります。

汚水処理施設整備費2,170万4千円は合併浄化槽設置整備補助金であります。

公債費5億7,573万6,587円は、下水道事業債の元金及び利子の償還金であります。

次に、**水道事業特別会計**について、ご説明申し上げます。

本会計は、給水戸数5,129戸、給水人口14,367人で年間有収水量282万8,213トンとなりました。

収益的収支では、事業収益2億6,366万8,447円、事業費用2億6,604万4,102円となりました。消費税計算後395万8,334円が当年度の純損失となり、前年度繰越欠損金に加え、4億9,971万9,919円が本年度未処理欠損金となりました。

資本的収支では、事業収入3,276万8,500円、事業支出1億1,826万7,997円で、不足する額8,549万9,497円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額158万642円、過年度損益勘定留保資金1,295万6,255円、当年度損益勘定留保資金7,096万2,600円で補填いたしました。

主な事業は、湯桧曾簡易水道配水管布設替工事、北貝戸無散水消雪工事に伴う配水管布設替工事、幸知配水管布設替工事等を実施し、維持管理の充実と安定した給水ができるように努力をしてきたところであります。

次に、**利根沼田観光センター特別会計**について、ご説明申し上げます。

当特別会計は、上毛高原駅前の観光センターを管理するための特別会計であります。

平成18年度決算は、歳入総額1,121万715円、歳出総額687万4,265円であり、歳入歳出差引額は433万6,450円となりました。

歳入の主なものは、テナントからの使用料251万4千円、利根沼田広域市町村圏振興整備組合からの補助金400万円、繰越金210万2,263円、光熱水費負担分の雑入200万9,710円となっております。

歳出では、光熱水費及び修繕の需用費366万9,230円、管理業務委託料等の委託料289万4,237円が主なものであります。

なお、本年4月からは、観光まちづくり協会が新たに加わり、5軒のテナントで運営しております。

次に、**自家用有償バス事業特別会計**について、ご説明申し上げます。

本事業は相俣地内の猿ヶ京小学校下から永井の法師温泉までの9.8km区間を一日4往復運行しているものであります。

利用者数は、延べ8,236人で17年度と比べ1.7%増となっております。

歳入総額1,020万9,111円、歳出総額833万4,084円となり、歳入歳出差引額は187万5,027円で、このうち100万円を基金に繰り入れるものであります。

歳入の主なものは、使用料423万6,478円、県補助金148万3千円、基金繰入金398万円、前年度繰越金50万6,685円でありました。

歳出は、備品購入費の車輛購入代405万900円、運転業務委託264万円、燃料費等の需用費142万916円が主なものであります。

次に、**スキー場事業特別会計**について、ご説明申し上げます。

当特別会計は、新治地区の赤沢スキー場運営のための特別会計であります。

歳入総額1,413万9,336円、歳出総額1,176万8,316円となり、歳入歳出差引額は237万1,020円となりました。

歳入の主なものは、リフト・貸スキー使用料、食堂及び売店の売り上げ等の事業収入297万4,150円、繰越金101万2,867円、基金繰入金364万9千円、一般会計繰入金650万円などでありました。

一方、歳出の主なものは、人件費242万7,396円、光熱水費・修繕等の需用費441万4,425円、国有林借上料などの使用料及び賃借料229万5,453円、食堂の原材料費109万695円などでありました。

昨シーズンは、12月23日にオープンし、2月9日にクローズしましたが、かつてない暖冬の影響を受け、実質30日間のみ営業となりました。

したがって、一般会計から補填するなど課題が多い年でありました。

すでに、できる限りの経営のスリム化を図っており、索道施設などの安全面に係る費用などは削減できません。このため、今シーズン以降の営業につきましては、スキー場の閉鎖も視野に入れて検討する必要があると考えております。

最後に、**温泉事業特別会計**について、ご説明申し上げます。

歳入総額3,673万3,806円、歳出総額2,918万4,819円となり、歳入歳出差引額は754万8,987円となりました。

歳入の主なものは、新規受湯者からの権利料300万円を含む温泉事業収入3,419万2,210円と繰越金251万2,412円でありました。

歳出では、温泉管理に伴う光熱水費及び修繕の需用費が1,025万3,919円、工事請負費の397万625円は、1号泉のポンプ交換工事でありました。負担金では、猿ヶ京湯元泉協同組合600万円が主なものでありました。

以上、認定第1号から認定第11号まで、一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご認定下さいますようお願い申し上げます。ご説明理由の説明といたします。

決算審査報告

議長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、ここでみなかみ町代表監査委員より決算監査の審査報告を求めます。

代表監査委員阿部仔一君。

（代表監査委員 阿部仔一君登壇）

代表監査委員（阿部仔一君） それでは平成18年度決算審査の意見を申し述べさせていただきます。

お手元にお持ちの決算審査意見書に基づいて、ご説明申し上げます。

処々、端折ってご説明申し上げますので、理解できないところは後ほどお帰りになってからもう一度読み直してもらえたらと思います。

それでは、1ページから申し上げます。

平成18年度みなかみ町一般会計特別会計及び水道事業会計決算審査意見書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により審査に付された、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計、国民健康保険、老人保健、介護保険、簡易水道事業、下水道事業、利根沼田広域観光センター、自家用有償バス事業、スキー場事業、温泉事業各特別会計及び水道事業会計決算について関係諸帳簿及び証書類を対照して審査した結果、その意見は別記のとおりであります。

平成19年8月29日に、みなかみ町長鈴木和雄様に提出させていただきました。

みなかみ町監査委員 阿部 仔 一
同 速 水 一 浩

◎審査の対象は、

- 1 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計決算
- 2 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町国民健康保険特別会計決算
- 3 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町老人保健特別会計決算
- 4 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町介護保険特別会計決算
- 5 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町簡易水道事業特別会計決算
- 6 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町下水道事業特別会計決算

- 7 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計決算
 - 8 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町自家用有償バス事業特別会計決算
 - 9 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町スキー場事業特別会計決算
 - 10 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町温泉事業特別会計決算
 - 11 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町水道事業会計決算
- を審査対象とさせて頂きました。

◎審査の期間は、

平成19年7月5・6・10・11・13・17・19・20日の8日間と、
8月21・29日の2日間（審査結果の総括）

◎審査補助者

監査事務局長 林 耕平 構造改善室長 宮崎育雄 係長代理 高橋圭吾
監査事務局係長 林 和也

第1 一般会計

I 総説

1 財政収支の状況

平成18年度の歳入総額は150億9,087万3,958円で、予算額に対して97.76%、調定額に対しては92.89%であります。

また、自主財源である町税は、44億1,752万8,595円であり、歳入に占める割合は29.27%であります。

1億1,056万5,125円の不納欠損額と9億9,174万8,036円の収入未済額があります。

歳出については、総額143億7,835万9,616円で、歳入歳出の差引額は7億1,251万4,342円であります。

このうち翌年度へ繰り越すべき財源2,640万5,700円を差し引いた実質収支額は6億8,610万8,642円であり、4億円が基金繰入の予定となっております。

2 財政運営の状況

歳入については、町税における収入未済額は、9億9,174万8,036円であり、調定額に対しての収納率は極めて低く80.03%であります。

これは問題がある点でございまして、後ほど20ページでまとめてご説明申し上げます。

税収入以外の収入未済額では、12款分担金及負担金の2項2目、民生費負担金においては109万4,910円、2項5目教育費負担金368万9,837円、13款使用料及手数料では1項6目土木使用料4,448万1,945円、1項7目教育使用料92,600円、16款財産収入では1項1目、財産貸付収入261万2,098円、20款諸収入5項1目雑入で13,700円あります。これも20ページで後ほど詳しく説明申し上げます。

歳出については予算額154億3,613万6千円、支出済額143億7,835万9,616円でありまして、不用額3億5,987万3,547円と翌年度繰越額6億9,790万2,837円があり、予算の執行率は97.56%となっております。

3 基金の状況

基金についても先ほどある程度、町長さんからご説明がありました。

基金は、それぞれ条例に基づく積立と運用利子、その他積立を行っております。

なお、平成18年度決算により生じた余剰金のうち4億円は、平成19年度に積み立てる予定となっております。詳細は、下の表のとおりであります。

◎みなかみ町基金の状況

(単位：円)

基金名	前期末残高	決算年度中 増嵩(利子等)	決算年度中 取り崩し額	決算年度末 現在高
財政調整基金	779,234,009	300,169,536	0	1,079,403,545
減債基金	126,593,309	333,047,078	0	459,640,387
特殊車等維持購入基金	23,779,812	8,007,621	0	31,787,433
教育環境整備基金	213,037,191	146,158	15,958,000	197,225,349
奨学基金	19,566,013	1,705,700	1,700,000	19,571,713
種畜貸付譲渡基金	12,939,729	2,175,444	3,500,000	11,615,173
土地開発基金	23,468,552	2,644	13,100,000	10,371,196
高畑牧場災害防止等整備基金	70,006,943	21,002	900,000	69,127,945
地域福祉基金	153,001,657	50,090	0	153,051,747
ふるさと農村活性化基金	22,310,902	6,984	3,000,000	19,317,886
アメニティー維持管理基金	59,667,952	8,309,001	0	67,976,953
合併振興基金	0	300,000,000	0	300,000,000
計	1,503,606,069	953,641,258	38,158,000	2,419,089,327

II 各 説

1 歳 入

歳入の個別審査にあたっては、次の諸点に留意いたしました。

- (1) 地方自治法第231条に基づく適法な収入であるか否か。
- (2) 収入の実績と収入未済額の処理方法。
- (3) 地方税法第18条又は地方自治法第236条の規定による時効の関係。
- (4) 予算現額に対し、著しい増減の理由。

歳入の各款ごとの状況について申し上げます。

1 款 町 税

自主財源であります町税の調定額 55億1,984万1,756円に対し、収入済額は44億1,752万8,595円で、収納率は先ほども申し上げましたが極めて低く80.03%となっております。

これについては、総括的意見のところでも申し上げますが、要は合併に際し、持ち込みました収入未済額、いわゆる不能欠損に近いようなものが、たくさん飾ってあります。

絵に描いた餅をいつまでも引きずるのではなくて、できればその辺をはっきりと処理していただき、適正な財政収集率70～80%に少しでも近づくように努力されたいと思うものであります。

収納率調べであります。17年度、18年度と対比してあります。

17年度は、平成17年10月から平成18年3月までの半期の決算となっておりますので、単純な対比は出来ませんことをお含みおき下さい。

◎収納率調

※17年度は10月～3月分(単位:円)

区分 年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H.17	3,023,535,826	1,703,169,392	422,745	1,319,943,689	56.33%
H.18	5,519,841,756	4,417,528,595	110,565,125	991,748,036	80.03%

自主財源以外の2款、3款、4款、5款、6款、7款、8款、9款、11款(10款は除く)の状況は下表のとおりであります。

同じく17年度については半期決算であります。

後ほど、ゆっくりご覧いただければと存じます。

※17年度は10月～3月分(単位:円)

款	項	科目	17年度収入済額	18年度収入済額
2		地方譲与税	213,295,000	404,760,260
	1	所得贈与税	44,096,000	170,268,260
	2	自動車重量譲与税	125,260,000	174,461,000
	3	地方道路譲与税	43,939,000	60,031,000
3	1	利子割交付金	4,351,000	6,571,000
4	1	配当割交付金	3,124,000	7,482,000
5	1	株式等譲渡所得割交付金	5,933,000	4,678,000
6	1	地方消費税交付金	103,553,000	238,913,000
7	1	ゴルフ利用税交付金	19,759,215	25,673,137
8	1	自動車取得税交付金	92,489,000	129,915,000
9	1	地方特例交付金	0	38,175,000
11	1	交通安全対策特別交付金	2,033,000	5,656,000

5ページにまいります。

10款 地方交付税

地方交付税4億2,138万5千円は、利根商業高等学校分として、5億5,733万8千円が含まれておりますので、トータルから実際に使えるのは、41億円弱となります。その内訳の状況は次表のとおりでありまして、後ほどゆっくりご覧いただきたいと思っております。

※17年は10月～3月分（単位：円）

年度区分 配分		17年交付税額	構成比	18年交付税額	構成比
A 総 額		1,715,230,000	100.00	4,621,385,000	100.00
内 訳	普通交付税	1,076,129,000	62.74	4,171,281,000	90.26
	特別交付税	639,101,000	37.26	450,104,000	9.74
B 利根商分		135,707,000	7.91	557,338,000	12.06
C(A-B)差 引		1,579,523,000	92.09	4,064,047,000	87.94

なお、12款 分担金及び負担金から21款 町債までについては、特別にご説明申し上げる事項はございません。決算書のとおりでありますので、お手元の決算書で後ほどご覧いただきたいと思っております。

2 歳 出

歳出の個別の審査に当たっては、次の諸点に留意いたしました。

- (1) 予算の目的に合致しない支出の有無。
- (2) 支出手続きの適正性。
- (3) 各種契約の適正性。
- (4) 委託費の有用性と積算単価の妥当性。

今年度は補助金を当初予算において、大幅に削減されておりました。そして、補助金については前年度合併直後の半期決算でありましたけれども、補助金をいただいている団体の総ての決算書を取り寄せまして、中身を審査した都合もありまして、本年度は補助金に対しましては、重点的な審査は実施しておりません。

1款 議 会 費

議会費では、本年度の歳出は 1億1,260万1,251円であります。主なものは議員報酬・議員手当・職員人件費であります。

2款 総 務 費

総務費では、本年度の歳出は、20億6,992万7,350円であります。1項総務管理費は、17億7,476万1,567円で、主なものは一般管理費6億2,

877万6,252円、財政管理費4億1,502万1,619円、財産管理費12,609万1,051円、企画費5億2,234万4,178円、支所費35,760,558円等となっております。2項徴税費は2億530万3,548円で、税務総務費1億5,275万7,606円が主であります。

3項戸籍住民基本台帳費は、5,124万4,003円であり、4項選挙費は3,660万1,327円で、主に群馬県議会議員選挙の636万5,586円、町議会議員選挙1,329万3,049円が支出されております。また、行政改革大綱の策定や実施計画としての集中改革プランの策定が行われ、みなかみ町職員の早期退職実施要項により、早期退職を推進し、26人の職員が早期退職に協力され、平成19年4月1日現在の職員総数は340人となっております。

組織機構の改革として総合政策課と地域整備課の2課を新設し、財政課、地域振興課、建設課及び都市計画課の4課が廃止されました。

職員の善意と好意により、町の財政に多大な貢献をされていることに対し、心から深く敬意を表すものであります。

3款 民生費

民生費では、本年度の歳出は、17億4,676万72円であります。

1項社会福祉費は、12億2,108万3,997円で、3目老人福祉費における老人保健特別会計繰出金が2億2,775万5,269円、6目介護保険費における介護保険特別会計繰出金が2億3,039万7千円となっております。

2項児童福祉費5億2,562万9,469円の中で、保育園費で3億3,601万5,185円が支出されています。今後、統廃合等による効率的な運営が望まれるところです。

4款 衛生費

衛生費では、本年度の歳出は、11億8,964万9,034円であります。

1項保健衛生費は、4億6,665万2,953円で、主なものは、保健衛生総務費8,259万1,960円、予防費7,401万2,902円、国民健康保険費2億2,844万9,768円、保健福祉センター費1,300万4,321円、環境衛生費6,069万4,694円であります。

2項清掃費6億5,647万7,081円は主に清掃総務費1億902万5,061円、塵芥処理費6,826万2,380円、アメニティーパーク管理費4億7,918万9,640円であります。これは多大な金額でありますし、今後、アメニティーパークの施設老朽化に伴う維持管理費の拡大が懸念されております。突発的な支出に備え、計画に沿った事業の運営が望まれるところであります。

水道費は上水道・簡易水道会計へ繰出金6,651万9千円があります。

5款 労働費

労働費では、本年度の歳出は1,804万5,454円で、21節貸付金の勤労者生活資金融資預託金1,600万円が主なものであります。

6款 農林水産業費

農林水産事業費では、本年度の歳出は9億5,313万7,702円であります。

1項農業費9億2,949万3,326円で、主なものは農業委員会費5,020万725円、農業総務費1億587万3,168円、農業振興費9,789万902円、畜産業費5,103万5,659円、農地費5億6,667万6,201円、地籍調査費3,267万2,716円であります。

2項林業費は2,364万4,376円で、主に林業振興費で2,264万1,876円であります。

第3セクター等、関係団体の出資、債務保証、補助金、委託契約の引き続き徹底した見直しと早期の完全撤退に向けた取り組みが望まれるところでございます。

指定管理制度の運用に当たりましては、公募の方法は取られてはおりますが、これを厳格に運営するなどにより、公平性を確保するとともに経理処理の透明性確保のため、総額表示による主体的運営が強く望まれるところであります。

7款 商工費

商工費では、本年度の歳出は4億3,479万4,398円であります。

1項商工費は5,951万4,072円で、主に商工総務費3,573万5,886円、商工振興費2,377万8,186円であります。

2項観光費は3億7,528万326円で、主に観光振興費9,751万1,270円、観光施設費1億5,296万1,509円であります。

観光施設等の維持管理においては老朽化の進む中、特に安全面において、的確な判断を持った対応が望まれます。

また、指定管理者制度の運用に当たっては、農林水産業費と同じでありますけれども、公募の方法を厳格に運営するなどにより、公平性を確保すると共に経理処理の透明性確保のため、総額表示による主体的運営が強く望まれるところであります。

観光宣伝においては、パンフレット等の見直し、必要性も工夫・検討され、キャンペーン等は増客が望めるよう効果のあるものを展開されたい。

8款 土木費

土木費では、本年度の歳出は14億8,044万377円あります。

1項土木管理費1,830万1,821円と、2項道路橋梁費4億5,487万5,636円では、主に道路維持費5,680万4,151円、道路新設改良費1億2,742万2,743円、除雪費1億2,020万,559円あります。

3項河川費1,171万9,200円は河川維持費であり、4項都市計画費は9億396万4,351円で、主にまちづくり交付金事業2億1,036万6,456円、下水道事業繰出金5億1,823万円であり、5項住宅費9,157万9,369円は町営住宅管理費であります。本年は昨年より降雪が少なく、除雪費の経費が少なくて済みました。

しかし、今後においては町全体を見渡した除雪計画を策定し、効率的な運営に努められることが望まれるところであります。

9款 消 防 費

消防費では、本年度の歳出は4億6,922万5,070円で、ほとんどが広域消防負担金の3億7,870万1,560円となっております。

10款 教 育 費

教育費では、本年度の歳出は20億5,683万9,807円であります。

1項教育総務費1億7,754万8,438円は、主に事務局費1億7,621万8,408円であります。

2項小学校費3億6,342万6,074円は、新治統合小学校建設事業費2億1,731万9,963円で、3項中学校費は1億431万5,743円、4項高等学校費は利根商交付税負担分で5億5,733万8千円、5項幼稚園費は1億8,711万2,594円であります。6項社会教育費の2億4,088万8,941円は、公民館費1,168万7,305円、カルチャーセンター費3,851万6,433円、文化財保護費1,474万9,083円、名胡桃城保存整備費5,229万7,778円等であります。

7項保健体育費は130,898,495円で体育館施設費8,474万6,453円、8項給食センター費は2億9,243万5,542円で、主に月夜野給食センター9,430万7,248円、水上給食センター5,845万8,801円、新治給食センター7,202万587円であります。

今後、ますます進む少子化により、各学校の統廃合、耐震基準に対応した各施設の改築・新築等の莫大な経費が予想されますが、次代を担う子供たちに素晴らしい自然環境の中で、健全な教育が施されるよう特段の配慮が望まれるところでございます。

また、生涯学習課関係では、体育・文化関係施設が数多く、今後の維持管理は廃止を含めて、観光・教育の両面より十分な検討が特に望まれるところでございます。

11款 災 害 復 旧 費

災害復旧費の歳出は3,750万6千円で、農林水産施設災害復旧費495万6千円と土木施設災害復旧費3,255万円であります。今後、異常気象等による豪雨・豪雪・台風などの災害に備えた対応が望まれるところであります。

12款 公 債 費

公債費においては37億4,779万6,527円で、元金償還額33億5,101万9,210円、利子償還額3億9,664万3,757円であります。

13款 諸 支 出 金

諸支出金においては6,163万6,574円であり、普通財産取得費789万769円、開発公社費370万7,572円が主なものであります。

10ページにまいります。特別会計は、9つの特別会計がございます。

第2 特別会計

I 総説

平成18年度みなかみ町各特別会計の歳入総額83億5,584万7,230円に対し、歳出総額は81億544万2,899円で歳入歳出差引残額は、2億5,040万4,331円となり、利根沼田広域観光センター特別会計220万円、自家用有償バス事業特別会計で100万円、スキー場事業特別会計で130万円、温泉事業特別会計で400万円の決算剰余金処分積立金額合計の850万円を差し引いた2億4,190万4,331円を翌年度に繰越すものとなっております。

平成18年度における各特別会計収支の状況は、次の表のとおりであります。

◎特別会計歳入・歳出決算額

(単位：円)

会計名	歳入	歳出	差引額
国民健康保険	2,586,234,448	2,459,855,791	126,378,657
老人保健	2,778,390,555	2,778,271,430	119,125
介護保険	1,636,428,485	1,556,878,589	79,549,896
簡易水道事業	209,641,508	203,389,848	6,251,660
下水道事業	1,072,859,266	1,050,885,757	21,973,509
利根沼田広域観光センター	11,210,715	6,874,265	4,336,450
自家用有償バス事業	10,209,111	8,334,084	1,875,027
スキー場事業	14,139,336	11,768,316	2,371,020
温泉事業	36,733,806	29,184,819	7,548,987
合計	8,355,847,230	8,105,442,899	250,404,331

◎一般会計からの繰入金の状況

(単位：円)

会計名	本年度繰入金
国民健康保険	182,875,064
老人保健	227,755,269
介護保険	230,397,000
水道事業	26,196,000
簡易水道事業	40,323,000
下水道事業	518,230,000
合計	1,225,776,333

◎歳入関係執行状況

(単位：%)

会計名	調定/予算	収入済/調定	備考
国民健康保険	109.17	93.58	
老人保健	98.92	100.00	
介護保険	102.19	99.50	
簡易水道事業	122.49	81.81	
下水道事業	106.44	93.47	
利根沼田広域観光センター	102.50	100.00	
自家用有償バス事業	110.49	100.00	
スキー場事業	99.78	100.00	
温泉事業	135.03	74.40	

◎歳出関係執行状況

(単位：%)

会計名	支出済/予算額	不用額/予算額	備考
国民健康保険	97.36	2.64	
老人保健	98.91	1.9	
介護保険	96.80	3.20	
簡易水道事業	97.22	2.78	
下水道事業	98.26	1.74	
利根沼田広域観光センター	62.85	37.15	
自家用有償バス事業	90.20	9.80	
スキー場事業	83.31	16.69	
温泉事業	79.82	20.18	

12ページにまいります。これにつきましては一般会計分を含めまして、20ページで詳しく申し上げます。

◎滞納繰越未収金残高の内訳

(単位：円)

科目等	平成17年度未収金額	平成18年度未収金額
国民健康保険税	168,454,801	164,618,301
介護保険料	7,181,900	8,222,300
簡易水道使用料	43,623,234	45,566,217
下水道使用料	47,879,160	53,444,663
温泉使用料	8,527,302	9,937,520
合計	275,666,415	281,789,001

II 各会計状況

1 国民健康保険特別会計

歳入における主なものは、1款国民健康保険税の調定額は10億56万901円に対する収入済額は8億2,311万6,566円で82.27%の収納率であります。

また、不納欠損額を1,282万6,034円差し引いてもまだまだ収納に82.27%となっております。今後も徴収について、より一層の努力を望まれるところであります。

次に、2款国庫支出金7億6,367万1,213円、3款療養給付費交付金3億2,123万4,910円、4款県支出金1億3,095万7,074円、5款共同事業交付金が1億9,092万1,194円、7款繰入金2億1,013万8,955円で、歳入総額は25億8,623万4,448円であります。

歳出における主なものは、2款保険給付費16億1,270万8,687円、3款老人保健拠出金3億9,999万1,970円、4款介護納付金1億8,410万5,950円、5款共同事業拠出金2億815万7,629円で、歳出総額は24億5,985万5,791円で、歳入歳出差引額は1億2,637万8,657円であります。

2 老人保健特別会計

歳入における主なものは、1款支払基金交付金14億5,826万3,366円、2款国庫支出金8億1,624万8,970円、3款県支出金2億635万7,940円、4款繰入金2億2,775万5,269円で、歳入総額は27億7,839万0,555円であります。

歳出における主なものは、2款医療諸費26億7,466万7,016円で、歳出の96.27%を占めております。次に、4款諸支出金9,357万5,238円は、過年度分の国・県・支払基金と一般会計への戻しであり、歳出総額は27億7,827万1,430円で、歳入歳出差引額は11万9,125円であります。

老人医療の受給者は、平成14年の法改正により、対象年齢が70歳から75歳に引き上げられました。

平成18年までの5年間、段階的に受給者数が減ってきているところではありますが、医療の高度化などにより、一人当たりの医療費の増加等のため、歳出総額はほぼ横這い状況にあります。

3 介護保険特別会計

歳入における主なものは、1款介護保険料の調定額2億6,122万7,800円に対する収入済額2億5,300万5,500円で96.85%の収納率となっております。

今後も保険料の徴収については、制度の健全化を図る上でも、より一層の収納率の向上が望まれるところであります。

次に3款国庫支出金、4億2,175万8,370円、4款支払基金交付金、4億5,795万1,000円、5款県支出金2億2,494万9,930円、8款繰入金2億4,622万7,000円、9款繰越金3,246万5,204円で、歳入総額は16億3,642万8,485円あります。

歳出における主なものは、1款総務費3,229万1,600円、2款保険給付費14億7,223万9,309円、3款地域支援事業費1,352万0,577円、4款財政安定化基金処出金341万2,292円、5款基金積立金2,249万4,512円、7款諸支出金1,292万0,299円であり、歳出総額は15億5,687万8,589円、歳入歳出差引額は7,954万9,896円であります。

平成18年度から、地域支援事業費による要介護認定者以外の介護予防事業が保険事業の中に位置づけられ、予防事業が開始されました。

被保険者が介護を必要とせず、いつまでも在宅で居続けられるよう施策の充実と事業展開により給付費の抑制が図られるよう、更なる努力を望むものであります。

4 簡易水道事業特別会計

町の簡易水道事業は、簡易水道8カ所・小水道5カ所で給水しております。

年間有収水量は115万8,785 m^3 （前年対比95.6%）で前年に比べ53,427 m^3 の減少となっております。

歳入総額は、2億964万1,505円（前年対比94.7%）で、主なものは1款使用料及び手数料1億4,928万2,787円、7款繰入金4,032万3千円、8款繰越金1,348万8,717円であります。

収入未済額が、水道使用料で4,556万6,217円（前年対比104.5%）があり適切な徴収が強く望まれるところでございます。

歳出総額は、2億338万9,848円（前年対比97.8%）で、主なものは1款簡易水道費1億833万1,434円、2款施設費1,441万2,300円、3款公債費8,064万6,114円であり、歳入歳出差引額は625万1,660円となっております。

5 下水道事業特別会計

町の下水道事業認可計画面積は、701.4haで整備率は65.8%であります。

歳入総額は10億7,285万9,266円（前年対比101.9%）で、主なものは、2款使用料及び手数料2億1,536万2,637円、3款国庫支出金2,862万5千円、6款繰入金5億1,823万円、9款町債2億7,500万円であります。

収入未済額については下水道使用料で5,344万4,663円（前年対比111.6%）、受益者負担金で2,115万7,590円（前年対比108.9%）があり、適切な徴収が強く望まれるところであります。

歳出総額は10億5,088万5,757円（同比105.4%）で主なものは、1款総務費8,886万4,454円、2款下水道事業費3億8,628万4,716円、3款公債費5億7,573万6,587円で、歳入歳出差引額は2,197万3,509円であります。町財政の圧迫要因となることのないよう、効率性を重視した特段の対応が望まれます。

6 利根沼田広域観光センター特別会計

歳入総額は1,121万0,715円で、その主なものは1款使用料及び手数料251万4千円、3款補助金400万円、6款繰越金210万2,263円、7款雑入で200万9,

710円であります。

歳出総額は687万4,256円で、維持管理費が主な支出となっており、歳入歳出差引額は433万6,450円となっております。

テナントの相次ぐ撤退・営業休止等もあり、今後は新たな「みなかみ町観光まちづくり協会」や「商工会」等を交えての将来を見据えた企画、運営が望まれるところであります。

7 自家用有償バス事業特別会計

歳入総額は1,020万9,111円で、その主なものは1款使用料及び手数料423万6,478円、2款県支出金148万3千円、3款繰入金398万円、4款繰越金で50万6,685円であります。

歳出総額は833万4,084円で、主として1款総務費であり、歳入歳出差引額は187万5,027円となっております。本年は県補助金等によりバスを購入しました。地域住民の利便性を図るとともに、安全に十分な注意を払った運行が望まれるところであります。

8 町営赤沢スキー場事業特別会計

歳入総額は1,413万9,336円で、主なものは1款事業収入297万4,150円、5款基金繰入金364万9千円、6款繰入金650万円であります。

歳出総額は1,176万8,316円で、スキー場としての運営管理費が主なものであり、歳入歳出差引額は237万1,020円であります。

本年は、過去に例のない暖冬により降雪が少なく年末年始の営業ができず、実営業日数は49日間（休業日数19日）、事業運営に大きな影響を及ぼす結果になりました。

すでに、安全面の確保や経営において限界に近い面がありまして、撤退するとしても莫大な費用が必要と見込まれております。今後は、事業のあり方について健全な運営ができるのか、様々な方向からの検討が望まれるところであります。

9 温泉事業特別会計

歳入総額は3,673万3,806円で、主なものは1款事業収入3,419万2,210円、4款繰越金251万2,412円であります。

収入未済額については、使用料で993万7,520円、メーター管理料で67万1,360円となっており、適切な徴収が望まれるところであります。

歳出総額は2,918万4,819円で、主なものは温泉の維持管理である1款事業費2,915万5,635円であり、歳入歳出差引額は754万8,987円となっております。

第3 企業会計

1 水道事業会計

(1) 収益的収入及び支出

① 営業収益2億5,690万4,509円には仮受消費税等の1,204万6,871円が含まれており、これを除いた損益計算書の営業収益は、2億4,485万7,638円と

なりました。営業収益中の98.4%は、給水収益が占めております。

② 損益計算書の営業外収益は、他会計補助金621万3,000円及び雑収益522万3,498円の合計1,143万6,498円となっております。

③ 営業費用2億486万9,279円には、仮払消費税等の324万7,403円が含まれており、これを除いた損益計算書の営業費用は2億162万1,876円となっております。営業費用の主なものは、減価償却費が大きく事業費用のおよそ5割を占めており、後ほどご説明申し上げますが、その殆ど減価償却費というのは単なる名目経費でありまして、内部留保であります。

その内部留保である減価償却費がずっと長い期間にわたって、消えて無くなっております。

それは未収金1億3千万円、それから町長も言われていました一時借入れ1億5千万円等々により消されてしまっているというのが現実でございます。

次に人件費・動力費で3割を占めております。

④ 損益計算書の営業外費用は、5,863万594円でありました。営業外費用の殆どは、企業債の償還利子分となっております。

以上、①から④の結果により、395万8,334円の純損失を計上し、なお問題は当年度末処理欠損金は4億9,971万9,919円となっております。欠損金というのが大部分が減価償却分を食い切ってきたという話であります。

これらの処理が、緊急の課題となっております。後ほど総括的意見で申し上げます。

(2) 資本的収入及び支出

① 収入は、3,276万8,500円で、内訳は企業債910万円、工事負担金368万5,500円他会計補助金として一般会計より電源立地地域対策交付金分1,348万2,000円と簡易水道償元金分650万1千円となっております。

② 支出は、電源立地地域対策交付金を利用した湯桧曽地区石綿管布設替事業、老朽管布設替事業、起債事業による配水管布設替事業・増圧ポンプ設置等の建設改良費3,322万3,324円であり、仮払消費税等の158万642円が含まれております。

③ 企業債償還金8,504万4,673円は、貸借対照表中企業債に対する償還額であり、平成19年3月31日現在の未償還元金額は11億932万7,162円となっております。

平成19年度までは引き続き増加となり、償還方法については元金及び利息合計額の均等返済方法となっております。

(3) その他

① 未収金1億8,473万4,965円のうち、平成19年3月末現在(平成18年度末)の水道料金収入未済額は1億8,431万4,965円であります。

平成18年度3月納入分が事務処理上4月以降に繰り越された3,301万4,370円を差し引いた、いわゆる取れるか取れないか理由の分からない繰越未収金1億5,130万595円がございます。

この繰越未収金の大部分は、時効等により徴収不能のものであります。早急に適正な処理が強く望まれるところでございます。

企業会計でありますので、これを処理するためにはそれに見合う資産がないと処理できま

せん。19年8月には上下水道経営改善検討委員会が立ち上げられておりますので、そこできちんとした計画の策定をぜひ強く望むものであります。

② 経営成績においては、本年度の営業収益営業利益率（営業収益に対する営業利益の割合であり、この比率が高いほど効率の良い営業がされている）が17.66%となりました。

営業資本回転率（営業資本に対する営業収益の割合であり、期間中に営業資本の何倍の営業収益があったかを示すもので、この数値が高いほど経営資本の収益性が高いとされている）は、極めて低く0.112回となっております。

また、経営資本営業利益率（経営活動のための投下資本がどれだけ利益を上げたかを示すもので、この数値が高いほど収益性が良好とされている）は、これも余り高くありませんが1.97%となっております。

ア 営業収益では給水収益2億4,083万1,338円、その他営業収益は402万6,300円となっております。

イ 営業費用は施設管理の経費5,782万3,942円、人件費等の総経費は5,101万5,208円となりました。減価償却費は9,278万2,726円となり、営業利益は4,323万5,762円となっております。

ウ 営業外収益では、他会計補助金621万3千円及び雑収益522万3,498円（不要消費税振替含む）となっております。

エ 営業外費用は企業債及び一時借入金の利子分5,750万3,523円、雑支出112万7,071円となっております。

以上、本年度の純損失は395万8,334円となっております。

③ これも大きな問題であります。町長も言われておりましたが、年度末一時借入金が1億6,600万円あります。そのうち1,600万円は本来のつなぎ資金であります。

3月末現在の1,600万円は、4月10日に返済されておりますが、ずーっと以前から引き続きとなっております1億5千万円一時借り入れという名目にはなっておりますが、これは返済の目途の全くない固定負債たる長期借り入れ金であります。

これは公営企業法上認めることのできない経理でありまして、早急な対策・処理が極めて強く望まれ、先ほども申し上げましたが、19年8月に立ち上げられました上下水道経営改善検討委員会できちんとした確実な処理をご検討頂きたいと考えております。

(4) 事業運営

水道事業の改善を図るため、町長からの諮問を受け、6月には水道料金審議会を立ち上げ、平成19年4月分から旧水上地区の料金改定が決定されました。

しかし、石綿管の布設替、古いメーター器の交換等緊急な支出が見込まれ、繰越未収金1億5,130万円と一時借入金1億5千万円の早急な処理は不可能な状況にあります。

これらを踏まえ、上下水道課では長期収益推計を作成しており、これを基に19年8月には上下水道経営改善検討委員会が立ち上げられ、繰越未収金と一時借入金の処理の方向性をきっちと探っていただきまして、信頼し得る確実な処理と地区にこだわらない町全体を見渡した効率的な計画の策定も合わせて望まれるところであります。

◎町税・公共料金滞納・収入未済額合計表

(単位：円)

項 目	1 8 . 3 . 3 1 現在	1 9 . 3 . 3 1 現在	増 減
町 税	1,319,943,689	991,748,036	-328,195,653
国民健康保険税	168,454,801	164,618,301	-3,836,500
介護保険料	7,181,900	8,222,300	1,040,400
上 水 道	166,206,641	184,314,965	18,108,324
簡 易 水 道	43,623,234	45,566,217	1,942,983
公 共 下 水 道	47,879,160	53,444,663	5,565,503
町営住宅家賃	42,770,640	44,481,590	1,710,950
保 育 料	978,230	1,018,990	40,760
給 食 費	1,785,440	3,689,837	1,904,397
温泉使用料	8,527,320	9,937,520	1,410,200
合 計	1,807,351,055	1,507,032,429	-300,318,626

一般会計・特別会計を含めた町税・公共料金の滞納の現状であります。

昨年、滞納整理室が立ち上げられまして、町当局の総力を挙げた努力にもかかわらず、町税で3億2,800万円、国保税で383万6千円の改善が見られますが、依然として15億700万円からの収入未済額、繰越未収金があります。

これは要は中身をきちんと検討して頂き、落とすべきものは落とす、絵に描いた餅のように、繰越、繰越でまいますと、予算ばかりが増えて、いわゆる歳入割合が一向に改善されません。

この辺はダメなものはダメということで見切りをつけて頂ければと考えております。

第4 審査結果の総括意見

みなかみ町の2年度目の決算審査は、会計経理の適正性を重点とし、初年度決算における課題等を中心として実施いたしました。

1. 歳入では、緊要の課題となっている滞納・繰越未収金の処理に町当局の総力を挙げた努力にもかかわらず、成果は認められますけれども、決定的な処理がされたとは認め難い状況にあります。

この状況を引き続き放置しておくことは、財政の根幹にかかわる異常な事態であり、極めて憂慮されるものであります。

さらなる圧縮について、不能欠損を含め、徹底した処理をお願いするところであります。

2. 歳出では、余分な支出を極力押さえ、多大な歳入歳出差引額を生じさせたほか、職員の善意と好意により町財政に多大な貢献をされたことは高く評価されるところであります。

3. 施設等の統廃合について

農林・観光・都市計画・教委等々に係わる各種施設等の統廃合等について、有機的利用を含めた検討が急務となっております。

4. 第3セクター等関係団体について

今後、ますます強く求められる財政運営のスリム化に向け、補助金・委託契約の全面的な見直しが強く望まれるところであります。

5. 後年度負担の嵩む事業について

補助事業等として、当初は予算支出は伴わない事業であっても極めて多大な後年度負担を伴って、財政の硬直化を余儀なくされるような事業には十二分の留意をお願いしたい、そういうのはやらないでいただきたいということでもあります。

現実には、町としては当初予算ゼロで事業を行いましたけれども、20年近くに亘って、1億円を超える返済を行っている事業もあります。こういうことのないように十二分に留意をお願いしたいと思います。

6. 企業会計について

水道事業については、みなかみ町水道料金審議会の答申を受け、平成19年度から段階的な水道料金の引き上げが行われ、新料金を基に町上下水道課が水道事業将来推計(計画)を策定しました。

この将来推計(計画)を基に、上下水道経営改善検討委員会が8月17日に立ち上げられ、公営企業法上認められない緊急の懸案である一時借入金1億5千万円と繰越未収金1億5,130万595円の早急な処理の方策が検討されることとなっており、その解決が強く望まれるとありますが、必ず実施して頂きたいと監査委員としては申し上げます。

以上、要望事項を含め意見を記したところでありますが、みなかみ町の明るい将来展望の礎ともなる、上記の1～6について、早急な対策が求められるところであります。

平成18年度決算について、出納関係帳票及び証書類を照合し、その内容を視査の方法により、審査した結果、一般会計・特別会計・企業会計を通じ、会計経理は適法・適正であると認められましたので、ここにご報告申し上げます。以上でございます。

議長(傳田創司君) 以上で、決算審査の報告を終わります。

阿部監査委員におかれましては、大変にご苦労様でした。

議長(傳田創司君) この際休憩いたします。13時10分より再開いたします。

(12時10分 休憩)

(13時10分 再開)

議長(傳田創司君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長(傳田創司君) これより認定第1号より認定第11号について質疑に入ります。

質疑は簡明に願います。

まず、認定第1号、平成18年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて認定第1号の質疑を終結いたします。

次に認定第2号、平成18年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて認定第2号の質疑を終結いたします。

次に認定第3号、平成18年度みなかみ町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて認定第3号の質疑を終結いたします。

次に認定第4号、平成18年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて認定第4号の質疑を終結いたします。

次に認定第5号、平成18年度みなかみ町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて認定第5号の質疑を終結いたします。

次に認定第6号、平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて認定第6号の質疑を終結いたします。

次に認定第7号、平成18年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて認定第7号の質疑を終結いたします。

次に認定第8号、平成18年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて認定第8号の質疑を終結いたします。

次に認定第9号、平成18年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて認定第9号の質疑を終結いたします。

次に認定第10号、平成18年度みなかみ町スキー場事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて認定第10号の質疑を終結いたします。

次に認定第11号、平成18年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて認定第11号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長(傳田創司君) お諮りいたします。

認定第1号、平成18年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第11号、平成18年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については、「委員会議案付託表」のとおり、所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号、平成18年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第11号、平成18年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については、「委員会議案付託表」のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 長(傳田創司君) 暫時休憩いたします。

議 長(傳田創司君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第20 議案第68号 平成19年度みなかみ町一般会計補正予算(第3号)について

議案第69号 平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第2号)について

議案第70号 平成19年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

議案第71号 平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第72号 平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第73号 平成19年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第1号)について

議 長(傳田創司君) 日程第20、議案第68号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算(第3号)についてから、議案第73号、平成19年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第

1号) についてまでは関連する議題でありますので、以上6件を一括議題といたします。
事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 議案第68号から73号まで、一括して説明させていただきます。

最初に、**議案第68号、一般会計補正予算(第3号)**について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億550万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を129億6,773万9千円とするものであります。

歳入補正の主な内訳は、地方特例交付金1,084万6千円の減額、使用料及び手数料520万円の減額、国庫支出金5,926万7千円の増額、県支出金1,704万5千円の増額、繰入金1億4,198万2千円の減額、繰越金2億1,596万9千円の増額、町債2,950万円の減額であります。

このうち繰越金については、18年度決算の剰余金の一部であります。

なお、予想以上の剰余金を繰越金に充当できましたので、今回財政調整基金、減債基金及び地域福祉基金等からの繰入金を減額補正しております。

歳出の主なものですが、2款総務費の総務管理費においては、一般管理費で、利根沼田広域圏で取り組む群馬テレビ中継局デジタル対応負担金620万5千円の増額、企画費で東京芸大修了生等寄贈作品の展示パネル代180万円の増額であります。

また徴税費においては、税務総務費で差押え物件の不動産鑑定評価委託料として142万2千円を増額補正しております。

3款民生費においては、社会福祉費の障害者福祉費で、障害福祉システム制度改革に伴う電算業務委託料390万1千円の増額、児童福祉費の保育園費で、法令に基づく月夜野保育園運営費負担金231万5千円及び子育て環境づくり推進補助金589万円を増額するものであります。

4款衛生費の水道費では、メーター器交換の費用として、水道事業会計へ1,552万円、簡易水道事業会計758万3千円の繰出金を計上しております。

6款農林水産事業費の農業費においては、農業振興費で、遊神館のヒートポンプ修繕工事費116万4千円の増額、農地費で基盤整備促進事業穴切地区の事業費増加に伴う工事費として1,106万9千円の増額、畑地帯総合整備事業や資源保全対策事業費等の増額に伴う負担金として977万7千円の増額であります。

また恋越公園につきましては、行政報告でも報告しましたように管理費を町で負担することにしましたので、土地使用料や委託料等として72万8千円を増額補正するものであります。林業費の主なものは、県が実施する治山事業費の負担金300万円の増額補正であります。

7款商工費の主なものは、商工振興費で小口融資の代位弁済補償金110万5千円の増額、観光施設費で上牧駅の無人化に伴う賃金330万円の減額等であります。

8款土木費の道路橋梁費においては、道路新設改良で、上河原町営住宅線改良工事及びうらの郷歩行者専用道路整備工事等の工事費1,206万円の増額、これに伴う公有財産購入費1,250万円、補償補てん及び賠償金644万円の増額補正であります。

都市計画の都市計画総務費で、県に対する都市計画基礎調査負担金266万の増額、公

共下水道費で下水道事業特別会計繰出金1,333万円の減額補正であります。

10款教育費では、幼稚園費で臨時職員賃金124万8千円の減額補正、11款災害復旧費では、土木施設災害復旧費として、合瀬、猿ヶ京線道路復旧工事費300万円の増額補正であります。

12款公債費では、合併特例債の据え置き期間をなくしたことによる償還元金の増額であり。なお、増額分につきましては事業の繰越に伴う借り入れ予定額の減少等により、償還金利子に不用額が見込まれますのでこれを減額して対応させて頂きました。

次に、**議案第69号、老人保健特別会計補正予算（第2号）**について、ご説明申し上げます。

既定の予算に、歳入歳出それぞれ13万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億1,976万7千円とするものであります。

まず、歳出の1款総務費13万7千円の増額補正ですが、平成20年4月から始まる後期高齢者医療制度の保険料算定の試算に必要な群馬県後期高齢者医療広域連合への住民税課税資料提供のための電算システム改修委託費であります。

歳入については、4款繰入金の一般会計繰入金13万7千円増額補正し、充当するものであります。

次に**議案第70号、介護保健特別会計補正予算（第1号）**についてご説明申し上げます。

既定の予算に、歳入歳出それぞれ7,100万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億4,100万4千円とするものであります。

歳入の補正内容は、4款支払基金交付金180万3千円の増額、6款財産収入17万円、9款繰越金6,903万1千円の増額であります。

繰越金につきましては、平成18年度決算に伴う交付金及び繰越金の増額であります。

歳出については、5款基金積立金を3,221万7千円増額するほか、7款諸支出金4,400万9千円の増額、8款予備費522万2千円を減額するものであります。

基金積立金および諸支出金の中の償還金と他会計繰出金につきましては、平成18年度決算に伴う積立金および諸支出金の増額であります。また、繰越金に伴う歳出の不足につきましては、予備費を減額させて頂きました。

次に、**議案第71号簡易水道事業会計補正予算（第1号）**についてご説明申し上げます。

既定の予算に、歳入歳出それぞれ783万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億6,383万5千円とするものであります。

歳出から申し上げますと、1款簡易水道費は、量水器交換費用等の増額であり、2款施設費は、配水管布設替え区間の延長等に伴う増額であります。

歳入であります。7款繰入金は量水器交換に伴う一般会計からの繰入金の増額と基金繰入金の減額であります。繰越金は、18年度決算の剰余金によるものであります。

次に**議案第72号、下水道事業会計補正予算（第1号）**について、ご説明申し上げます。

既定の予算に、歳入歳出それぞれ886万3千円追加し、歳入歳出予算の総額を10億4,786万3千円とするものであります。

歳出の主なものは、2款下水道事業費の公共下水道建設事業費で170万円の増額、これは、国庫補助事業に係る再評価業務に伴う委託料の増額であります。

また、維持管理費の増額196万9千円は、谷川ポンプ場ほか2件の、汚水ポンプ等修繕費の増額であります。特定環境保全公共下水道費では、猿ヶ京処理区面整備に伴う、工事費340万円の増額であります。汚水処理施設整備費の増額110万7千円は、合併

浄化槽設置整備補助金の増額であります。

歳入の主なものは4款県支出金で、合併浄化槽設置整備費県補助金22万1千円の増額であります。6款繰入金の減額1,333万円は、一般会計からの繰入金の減額であり、7款繰越金の2,197万2千円の増額は、18年度決算の剰余金によるものであります。

次に**議案第73号、水道事業会計補正予算（第1号）**についてご説明申し上げます。

既定の予算に、収益的収支では、支出を1,402万2千円増額し、総額3億16万6千円に、収入を1,606万8千円増額し総額3億2,142万9千円に、また資本的収支では、支出を187万6千円減額し総額1億2,723万5千円に、収入を440万円減額し総額4,479万9千円とするものであります。

収益的支出の主なものは、上の平浄水場屋根腐食による修繕、旧水上地区メーター器交換、東原・善上配水池落雷による流量計故障修繕等の増額補正であります。また、収益的収入では、メーター器交換に伴う一般会計からの補助金の増額であります。

資本的支出の主なものは、上水道事業の工事請負費、忠霊塔線無散水消雪工事の材料増加に伴う増額、大額地区配水管延長工事見直しによる減額であります。

また、資本的収入では、上水道事業で資本的支出の内容に伴う企業債の減額、簡易水道事業で、大穴地区漏水管布設替工事、寺間配水池流量計設置工事で、財源更正による企業債の減額であります。

以上が議案第68号から第73号までの概要であります。

よろしくご審議の上ご決定下さいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第68号から議案第73号についてまで質疑に入ります。質疑は簡明に願います。

まず、議案第68号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第68号の質疑を終結いたします。

次に、議案第69号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算（第2号）について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第69号の質疑を終結いたします。

次に、議案第70号、平成19年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第70号の質疑を終結いたします。

次に、議案第71号、平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第71号の質疑を終結いたします。

次に、議案第72号、平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第72号の質疑を終結いたします。

次に、議案第73号、平成19年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第73号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議長（傳田創司君） お諮りいたします。

議案第68号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）についてから、議案第73号、平成19年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでは、「委員会議案付託表」のとおり、所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）についてから、議案第73号、平成19年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでは、「委員会議案付託表」のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（傳田創司君） 以上で、議事日程第1号に付議された案件は、すべて終了いたしました。

散会

議長（傳田創司君） 明日は、午前9時より一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（ 13時30分 散会 ）